

平成22年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成22年3月9日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第4 議案第38号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について
- 第5 議案第21号 訓子府町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 第6 議案第28号 訓子府町地域活性化基金条例の制定について
- 第7 議案第36号 財産の処分について
- 第8 議案第4号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)について
- 第9 議案第5号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第10 議案第6号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第7号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第8号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第13 議案第9号 平成21年度訓子府町下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第10号 平成21年度訓子府町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第15 町政執行方針

出席議員（ 9名）

1番	佐藤静基君	2番	河端芳恵君
3番	山本朝英君	4番	川村進君
5番	小林一甫君	6番	橋本憲治君
7番	工藤弘喜君	8番	西山由美子君
9番	上原豊茂君		

欠席議員（ 0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	伊田彰君
企画財政課長	山内啓伸君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	平塚晴康君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	八木欽光君
農林商工課長	佐藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	林秀貴君
水道課長	竹村治実君
子育て支援センター開設準備室長	菅野宏君
教 育 長	山田日出夫君
管 理 課 長	上野敏夫君
社会教育課長	小野良次君
幼稚園・保育園事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	飯田洋司君
農業委員会長	谷本茂樹君
監 査 委 員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会 計 管 理 者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森 谷 勇 君
議 会 事 務 局 主 任	小 林 央 君

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成22年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（森谷 勇君） それでは、諸般の報告を申し上げます。本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が35件であります。その他、報告が3件のほか、議案番号はありませんが、所管事務調査についての件が提出されております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、8番、西山由美子君、9番、上原豊茂君、1番、佐藤静基君、2番、河端芳恵君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

町長挨拶

議長（橋本憲治君） ここで、本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきました

ので、本定例町議会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第1回定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

本定例町議会にあたり提案しています概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

最初に平成21年度各会計の補正予算につきましては、そのほとんどが繰越予算と整理予算でございます。

一般会計歳出の主なものといたしまして、まず、議会費でございますが、費用弁償の執行残による減額でございます。

次に、総務費では、各種基金への積立及び繰越予算で行う町有住宅改修工事などの追加と税などの制度改正に伴うコンピュータシステム改造業務、基幹系電算システム更新業務、鉄道跡地境界測量及び鉄道道床整備未執行、テレビ中継局整備工事、バス通学定期等運賃補助などの執行残による減額補正。

民生費では、国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金、児童手当給付金、地域生活支援事業、子ども手当システム開発業務などの追加と介護保険特別会計繰出金、障害者福祉事業、自立支援サービス事業、居宅介護事業などの給付費や委託費等の執行残による減額補正。

衛生費では、水道事業会計補助金や塵芥処理事業の精算による追加と各種診査事業などの執行残による減額。

労働費では、季節労働者生活資金貸付金利子補給の対象者がいなかったことによる減額。

農林水産業費では、経営安定化対策基盤整備緊急支援事業補助金の追加と各種農業振興対策事業、農業基盤整備事業負担金、下水道事業特別会計繰出金、町営牧場管理運営事業の執行残による減額。

商工費では、運転資金や設備投資が低調なことから中小企業特別融資利子補給補助金の減額。

土木費では、繰越予算で行う町道補修事業、町道2路線の整備及び紅葉川整備などの追加と車両運行管理、町道整備工事、公営住宅改修事業などの執行残による減額。

消防費では、消防組合負担金、消防庁舎耐震補強等工事、河川防災情報受信装置導入経費などの執行残による減額。

教育費では、繰越予算による小学校2校の施設整備と体育館耐震補強工事、公民館トイレ改修、スポーツセンター等の体育施設修繕などによる追加、語学指導助手配置事業、訓子府高等学校教育振興会議交付金、学校管理及び社会教育施設管理経費などの執行残による減額。

公債費では、平成20年借入金に係る長期債利率低下及び一時借入金利息の執行残による減額。

給与費では、退職手当組合負担金の率改正に伴う追加、人事院勧告に伴う共済費、職員3名の育児休業などによる人件費の減額。

これら、一般会計で繰越予算を含めて2億3,645万5,000円の追加補正を提案させていただきます。

次に、特別会計及び事業会計についてですが、最初に国民健康保険特別会計につきまし

ては、一般被保険者の療養費給付費及び高額療養費などの追加や保険財政共同安定化事業拠出金、特定健康診査などの減額とあわせて合計563万1,000円の追加。

老人保健特別会計につきましては、医療費の繰り戻しによる一般会計への繰出金の追加、医療給付費などの減額と合わせて合計310万4,000円の減額。

後期高齢者医療特別会計につきましては、医療広域連合の保険料等納付金など147万4,000円の減額。

介護保険特別会計につきましては、居宅介護に係るサービス給付費、一般会計繰出金、介護給付費準備基金積立金の追加と地域密着型介護、施設介護、介護予防等の各種サービス給付費などの減額を合わせて4,553万2,000円の減額。

下水道事業特別会計につきましては、下水道終末処理場の修繕、個別排水処理浄化槽設置工事などの執行残により2,148万9,000円の減額。

水道事業会計につきましては、各種維持管理経費の収益的支出及び資本的支出の執行残合計1,192万1,000円の減額。

次に、平成22年度の各会計予算についてですが、一般会計予算をはじめ、5つの特別会計及び水道事業会計予算につきましては、別冊の予算書案として提案させていただいております。

各会計ともに、厳しい財政状況の中、住民の福祉の増進に配慮しながら、財政健全化戦略プランに基づき経費等の圧縮を行う予算となっていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、条例改正等についてですが、上水道と下水道を統合する上下水道課の設置に係る「訓子府町事務分掌条例」の一部改正。

北海道の総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正と関連する事務組合などの規約改正を合わせて3本。

子育て支援センター設置に係る「訓子府町子育て支援センター設置及び管理条例」の制定と「訓子府町季節保育所条例」廃止など関連する条例、さらには関連施設の廃止の同意を合わせて6本。

土地開発基金の廃止に伴う「訓子府町土地開発基金条例」の廃止。

奨学資金貸付条件の緩和に伴う「奨学資金貸付に関する条例」の一部改正。

犯罪被害者の支援を規定するため「訓子府町生活安全条例」の一部改正。

身体障害者福祉法施行令等の改正に伴う「訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」の一部改正。

町の地域活性化を推進することを目的に「訓子府町地域活性化基金条例」を新たに制定。

事務組合の構成団体数の変更等により「北海道市町村総合事務組合」などの規約変更あわせて3本の議会議決。

旧ふるさと銀河線跡地の一部を売却するため「財産の処分」の議会議決。

固定資産評価審査委員会委員1名の任期満了に伴う、その選任同意。

また、網走支庁管内町村公平委員会委員1名の任期満了に伴う、その選任同意。

以上、35本の案件の詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、今議会から新年度予算を審議する予算審査特別委員会に係長職の出席をお許しいただいたところですが、この係長職については、本町の将来を担う年代でもございますので、日常業務を適切に把握することは勿論のこと、神聖な議場で答弁説明する貴重な経験をさせていただく点でも大変良い機会になると思いますのでよろしくお願いいたしまして、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

議案第37号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書90ページでございます。

町長。

町長（菊池一春君） 議案書の90ページをお開き願います。人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

議案第37号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

この件につきましては、地方税法の定めにより選任することになっており、本町では、川北地区、川南地区、市街地区からそれぞれ1名ずつ選任しているものでございます。

その内の1名の方が、平成22年4月27日をもって任期満了となりますことから、1名の選任の同意をお願いするものでございます。

本議案でご提案申し上げます固定資産評価審査委員会委員には、引き続き福野の山崎実氏を選任いたしたくご提案申し上げます。

山崎氏のご経歴につきましては、議員の皆様も十分ご承知のことと存じますが、簡単にご紹介をさせていただきます。

山崎氏につきましては、昭和24年7月2日生まれの満60歳で、福野で農業を営まれている方でございます。

昭和44年から家業の農業に従事し、訓子府町子ども育成会連絡協議会副会長をはじめスポーツセンター運営審議会委員などを歴任され、平成13年から3年間は、民生委員として、地域福祉の増進にご尽力をされております。

また、平成15年2月から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいておりますので、適任者と考えておりますので選任のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成22年4月28日から平成25年4月27日までの3年間でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 訂正をお願いいたします。日程第4と申しましたが、日程第3の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

これより、質疑を行います。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

議案第38号

議長(橋本憲治君) 日程第4、議案第38号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書91ページでございます。

町長。

町長(菊池一春君) 引き続きまして、議案書91ページをお開き願います。人事案件でございますので、この件につきましても、私から説明をさせていただきます。

議案第38号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてでございます。

この件につきましては、本年3月31日で、鬼塚日出男氏は、元小清水町収入役でございますが、任期満了になります。本議案でご提案申し上げますので、網走支庁管内公平委員会委員には、新たに奥谷公敏氏を選任いたしたくご提案申し上げます。

奥谷氏は昭和24年のお生まれで、現在60歳の方でございます。湧別町曙町119番地にお住まいで、平成15年に旧湧別町長に就任され、2期目の昨年10月5日に上湧別町と湧別町の合併に伴い、ご勇退されている方でございます。数十年に及ぶ豊富な行政経験をお持ちでありますし、適任者と考えておりますので、選任のご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(橋本憲治君) これより、質疑を行います。

1人3回まで、質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思います。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

議案第 21 号、議案第 28 号、議案第 36 号、議案第 4 号、議案第 5 号、
議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、

議長（橋本憲治君） この際、日程第 5、議案第 21 号、日程第 6、議案第 28 号、日程第 7、議案第 36 号、日程第 8、議案第 4 号、日程第 9、議案第 5 号、日程第 10、議案第 6 号、日程第 11、議案第 7 号、日程第 12、議案第 8 号、日程第 13、議案第 9 号、日程第 14、議案第 10 号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第 21 号から、順次説明を願います。

企画財政課業務監。

企画財政課業務監（森谷清和君） 議案書の 66 ページをご覧くださいと思います。

議案第 21 号 訓子府町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、提案説明させていただきます。

訓子府町土地開発基金条例（平成 3 年条例第 23 号）を廃止する条例を次のように制定しようとするもので、記以下に条例案を記載しております。

訓子府町土地開発基金条例を廃止する条例。

訓子府町土地開発基金条例（平成 3 年条例第 23 号）は、廃止する。

附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

この土地開発基金につきましては、公用又は公共用の土地の先行取得を目的に設置されたものですが、当面、基金運用による大規模な土地の先行取得の事案もございませんので、廃止することとし、今議会の補正予算案でも提案させていただいておりますが、年度末保有見込額 7,777 万円を財政調整基金に積み替えし、適切に運用してまいりたいと考えております。

以上、議案第 21 号 訓子府町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、提案説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の 76 ページをご覧ください。

議案第 28 号 訓子府町地域活性化基金条例の制定について、提案説明させていただきます。

訓子府町地域活性化基金条例を次のように制定しようとするもので、次のページに条例案がありますのでご覧くださいと思います。

条例の名称は、訓子府町地域活性化基金条例としています。

第 1 条では「基金の設置目的」を規定しており、「町民の安全・安心な生活の確保、地域社会経済の活力向上、その他地域活性化の推進に要する経費の財源に充てるため、基金を設置する」こととし、町民生活の質の向上や地域活性化の推進ということから、教育・福祉・産業振興分野などにおける主にソフト事業を中心とした事業を安定的かつ効果的に実施するための財源確保を図るため、設置することとしています。

第 2 条以下につきましては、他の基金同様の規定文でありまして、詳しい説明につつま

しては、省略させていただきますが、第2条では「積立て」に関して規定し、今議会で補正予算案として7,000万円を積立てることを提案させていただいています。

第3条では、管理について。

第4条では、運用益金の処理。

第5条では、繰替運用。

第6条では、処分。

第7条では、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は町長が別に定めると町長への委任について規定しています。

附則として、この条例は、公布の日から施行する旨、規定しています。

以上、議案第28号 訓子府町地域活性化基金条例の制定について、提案説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案第36号の提案説明を申し上げます。議案書は89ページでございます。

議案第36号 財産の処分について。

次のとおり町有地の処分をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記でございますが、1で処分する財産として、旧ふるさと銀河線跡地としております。

2で処分する財産の内容として、一欄表のとおりで総面積25万1,187平方メートルの町有地であります。

3で売却金額として1,685万7,932円であり、

4で売却先として北見市中ノ島町1丁目1番8号 きたみらい農業協同組合 代表理事組合長 西川孝則範外50件であります。

本件につきましては、旧ふるさと銀河線跡地を売却処分するもので、議決をいただいた後、対象の51件と売買契約を締結し、登記事務を行うこととなります。現時点では分筆されていないことから、この表の中で地番の一部という標記が多々ありますことから、場所を確定する意味から、別にお配りしております資料4として売却する箇所を号線ごとに売却する箇所を白抜き表示してございますので、後ほどご覧願います。

以上、財産の処分について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 平成21年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように2億3,645万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ46億5,957万6,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、2ページ以降のとおりですが、これについてはご覧をいただくこととし、後ほど、7ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

第2条は、翌年度に予算を繰り越して使用することができる繰越明許費について、第3条では、地方債の補正について定めており、それぞれ第2表及び第3表により説明をさせ

ていただきます。

それでは、4ページの第2表、繰越明許費について説明をいたします。

その多くは、国によります臨時交付金事業で、事業の特殊性から年度内では事業期間が短く終了しない見込みのため、22年度に繰り越ししようとするものであります。

まず、昨年9月定例町議会で補正させていただいた1次補正分の経済危機対策臨時交付金事業が、一番上の基幹系電算システム更新業務、同じく1次補正の公共投資臨時交付金事業が、5ページ中段の訓小・居小体育館耐震補強事業であります。今回補正提案しております。

国の2次補正でありますきめ細かな臨時交付金の1次配分はいずれも今回補正提案しておりますが、4ページ2段目、3段目の町有住宅関連、保育園改修、大谷水系復旧事業、4ページから5ページにかけての土木費全事業、教育費で先ほど説明した体育館耐震補強事業以外の全事業。2次補正分のきめ細かな臨時交付金事業になります。残りの部分につきまして、4ページ4段目の全国瞬時警報システムについては、昨年12月議会で補正いただいた事業ですが、ソフト開発に時間を要すことから繰り越しするものです。

また、1つにおいて、子ども手当システム開発業務につきましては、今回、補正提案しております。6款の農林水産業費にあります道営事業につきましては、事業主体である北海道において、平成22年度に繰り越して実施することになったことを受け、繰り越しするものであります。

なお、この繰越明許費の説明資料としまして、28ページに繰越明許費に関する調書を掲載しておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

次に、6ページの第3表、地方債補正についてであります。上の表は、これまでにご決定をいただいております起債事業について、それぞれ対象事業費が確定したことに伴い借入限度額を変更するものであります。このうち訓子府小学校校舎耐震補強事業については、補助率2分の1を想定していましたが、3分の2となったことと補助残が公共投資臨時交付金の対象となったため大幅な減となっております。

下の表にあります道営草地整備事業につきましては、町営牧場の草地整備事業であります。事業費の10%分が過疎債の適債事業となる見込みであるため、140万円を限度に借入れを起こそうとするものであります。

ここで、31ページにあります地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をご覧ください。右端の欄の下から3行目にありますように、平成21年度末の現在高見込額は、57億7,878万1,000円となっております。

続きまして、7ページ以降の歳入歳出予算補正 事項別明細書について、説明をさせていただきます。主な補正の内容につきましては、時期が年度末になりましたことから、大部分は、事務事業の実績あるいは精算による増減で、いわゆる整理予算でありますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきたいと存じます。

特に、歳入については、説明欄の記述で歳出の補正予算見合いであることが分かるもの、あるいは、単なる決算見込みによるものなどについては、説明を省略させていただきたいと思っております。

まず、7ページの歳入では、1款、1項、1目の個人町民税で424万4,000円を減額しております。これは、給与所得等の減少の影響によるものであります。

2 款、地方譲与税につきましては、税制改正に伴い道路特定用途を自由度が高い用途とすることから、663万2,000円を地方道路譲与税から地方揮発油譲与税に組み替えるものです。

7 款、1 項、1 目、自動車取得税交付金で315万5,000円の減額は、21年から23年まで低燃費車等の税率軽減措置に伴う自動車取得税交付金減収補填分であり、これについては、その下の8 款、1 項、1 目、地方特例交付金で補填されることとなり、496万6,000円を増額しております。

次に、9 款、地方交付税で、普通交付税を9,949万2,000円追加してございます。これについては、普通交付税の実績を基に追加するものでありますが、このあと3月下旬に交付される特別交付税に不確定要素があることから約4,500万円を留保し追加計上するものであります。

次に、11 款、1 項、1 目、農林水産業費分担金につきましては、道営畑総事業に係る繰越事業分を除く事業費の確定に伴う減額であります。

8 ページにまいりまして、2 項、1 目、民生費負担金の1 節、社会福祉費負担金で、2万1,000円を減額しておりますのは、説明欄に記載しております事業に係る負担金でありまして、それぞれ歳出予算に連動しての計上であります。

12 款、1 項の使用料については、それぞれ決算見込額での補正計上ではありますが、7 目、教育使用料の1 節、幼稚園使用料の127万2,000円の追加につきましては、預かり保育の増によるものであります。

次に、13 款、1 項、1 目、民生費国庫負担金の1 節、社会福祉費負担金にありますが障害者福祉費負担金483万7,000円の減額については、障害者自立支援サービスの利用者減少に伴うものであり、9 ページの2 節の被用者児童手当負担金から6 節の非被用者小学校終了前特例給付負担金までの補正については、児童手当支給区分ごとの児童数の確定に伴う増減でありますし、その下の7 節、保険基盤安定負担金については、国民健康保険税の軽減額に係る国庫負担金の確定に伴う減額であります。

なお、これらに連動して、10 ページの中ほどにあります民生費道負担金においても同様の理由で追加または減額の計上をしてございます。

戻りまして、9 ページ、2 項、1 目、総務費国庫補助金の1 節、住民活動費補助金の減額は、テレビ中継局地デジ改修事業費確定に伴うものであります。

2 節、地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては限度額の変更に伴う減額であり、3 節の地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、先ほど地方債の説明でも触れましたが、訓小耐震補強工事が交付金対象となったことと、訓小・居小体育館耐震補強工事の新たな計上などにより3,175万7,000円を追加するものです。

4 節では、国の2次補正事業でありますきめ細かな臨時交付金1次配分9,129万2,000円を新たに計上しております。

なお、3月3日に正式に2次配分として、1,722万4,000円の追加の通知がありましたので、これにつきましては、後日、追加提案させていただきたいと考えております。

2 目、民生費国庫補助金の2 節、児童福祉費補助金の次世代育成支援対策交付金15万2,000円の追加計上につきましては、国の全体予算調整によるものであります。

次の子育て応援特別手当関連は、事業執行停止による減額及び後処理事務費補助であり、一番下の子ども手当準備事業費補助金は、4月から施行される子ども手当システム導入経費として337万1,000円の計上となっております。

次に、3目、衛生費国庫補助金の1節、衛生費補助金141万7,000円の減額につきましては、道の基金事業となったことから、11ページ上段の衛生費道補助金に振替計上されています。

4目、土木費国庫補助金の1節、住宅費補助金の公営住宅整備事業費補助金の追加は、事業費が確定したと解体工事が補助対象となったことによるものであり、その下の公営住宅家賃対策補助金は、例年3月中旬に国から通知がありましたが、早めに確定したことから補正計上するもので、単身者住宅の家賃について、町の政策的な配慮によりまして安価に設定していることから、差額分が補助されるものです。

10ページにまいりまして、5目、教育費国庫補助金の1節、小学校費補助金で、安心・安全な学校づくり交付金の増額要因は3つあり、1つ目が訓小耐震補強工事の補助率が2分の1から3分の2となったことから、当初7,427万5,000円計上が9,152万8,000円で1,725万3,000円の追加であり、2つ目が訓小体育館耐震工事3分の2補助の1,294万8,000円の新たな計上、3つ目が居小体育館耐震工事2分の1補助の417万4,000円の新たな計上で合せて3,437万5,000円を追加計上しております。

その下の学校情報通信技術環境整備費事業補助金は、地デジ対応テレビ導入補助で事業費確定による減額であり、中学校費、幼稚園費も同様であります。

次に、14款、2項、1目、総務費道補助金の1節、総務費補助金の森林環境保全整備事業補助金の増は、間伐にかかる補助率の増などによるものでございます。

11ページにまいりまして、2目、民生費道補助金の1節、社会福祉費補助金で、障害者福祉費補助金は、実績による減額のほか、地域活動支援センター運営費補助金が300万円から200万円に減額となったことによるもので、2節、児童福祉費補助金で、放課後児童対策事業補助金102万5,000円の追加につきましては、児童生活館の開設に対する補助であります。年間登録児童数の増などによるものであります。

次に、4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金にありまして草地担い手育成支援特別対策事業補助金49万8,000円の減額につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業の事業費確定に伴うものであります。

2節、林業費補助金の21世紀北の森づくり推進事業補助金21万8,000円の減額につきましては、民有林振興事業に係る補助金の確定に伴い減額するものであります。

次に、5目、教育費道補助金の放課後子どもプラン推進事業費補助金10万円の減につきましては、子ども放課後教室である竹の子クラブやみつばちクラブに対する補助であり、新型インフルエンザによる期間短縮の影響もあり、決算見込額を基に減額するものであります。

次に、6目、商工費道補助金の緊急雇用創出推進事業費補助金123万3,000円の追加につきましては、当初予算で計上しております中学校臨時講師の人件費が補助対象となったことから追加するものであります。

次、12ページにまいりまして、15款、2項、1目の生産物売払収入の町有林林産物

売払収入 116万8,000円の追加につきましては、町有林の間伐材の材積が想定より大きく、高額で落札されたことによるものであります。

次に、2目、不動産売払収入の町有地売払収入 893万5,000円の追加につきましては、鉄道跡地売払い面積の確定に伴うものであります。

次に、16款、寄付金につきましては、それぞれ、実績に基づき追加するものでありまして、2目、総務費寄付金のふるさとおもいやり寄付金につきましては、13名から総額 39万円1,000円の寄付をいただき、当初予算計上との差額 38万円を追加しており、利息を加えた 38万2,000円を歳出のふるさとおもいやり基金積立金に計上しております。

また、4目の教育費寄付金 17万円の追加につきましては、図書購入するための寄付でありますので、同額を歳出の図書館費で、備品購入費として追加しております。

17款、1項の基金繰入金のうち、2目の社会資本整備基金繰入金については、基金充当事業の事業費確定に伴う減額と合わせ、消防庁舎耐震工事の一般財源分に社会資本整備基金の消防区分を充当することとしたため、差し引き 462万5,000円を減額しております。

3目の減債基金繰入金 3,409万2,000円につきましては、財源確保の見通しができたことから繰り入れを取りやめようとするものであります。

5目の鉄道跡地整備等基金繰入金につきましては、本年度に実施した鉄道跡地境界測量業務及びバス通学定期等運賃助成の確定と売却地の砂利撤去を翌年度に実施することとしたことから、合わせて 928万3,000円を減額しております。

その下の6目、ふるさとおもいやり基金繰入金 140万円の計上につきましては、寄付をいただいた方々の意向を反映し、次の7事業に充てさせていただきたいと考えております。1つ目は、訓小耐震工事。2つ目は、きらきら本舗運営補助金。3つ目は、除排雪サービス。4つ目は、訓高教育振興会議交付金。5つ目は、文化スポーツ奨励賞記念品。6つ目は、図書購入。最後の7つ目は、元気なまちづくり総合補助金に充てさせていただくということでございます。

7目、土地開発基金繰入金 7,777万円の計上につきましては、当面、土地購入の予定がないことから、先ほど提案説明いたしました、基金条例を廃止し全額財政調整基金に積み替えるものであります。

次に、2項、他会計繰入金の1目、老人保健特別会計繰入金 23万円の追加につきましては、老人保健特別会計で生じた預金利子等を繰り入れするものであります。

また、3目の介護保険特別会計繰入金につきましては、地域包括支援センター職員人件費分の繰入金として 44万3,000円を追加するものであります。

次に、18款、1項、1目の繰越金 3,847万3,000円の追加は、前年度繰越金の留保分の計上であります。

19款、2項、1目の町預金利子 770万の追加は、歳入歳出外で管理していた公営住宅敷金の利子 775万1,000円を含んでおり、今回、社会資本整備基金に公住管理の区分を設け、そこに同額を積立し、今後、公営住宅の維持管理に活用していくこととしております。

13ページにまいりまして、19款、4項、1目の受託事業収入の1節、後期高齢者医

療広域連合受託事業収入で、健康診査受託金 27万6,000円を減額しておりますのは、受診者の減少によるものであります。

また、2節、畜産担い手育成総合整備事業収入の草地整備等事業受託金 140万4,000円の減額につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業の事業費確定によるものであります。

次に、6項、5目の雑入にまいりまして、まず、介護保険収入 42万9,000円の減額につきましては、町が行う介護予防支援のケアプラン作成に係る介護保険収入であり、当初予算では 552件を見込んでおりましたが、433件の見込みであることから減額するものであります。

その4つ下のいきいきふるさと推進事業助成金 196万円の追加につきましては、事業採択の増によるものです。

2つ下の網走支庁管内町村交通災害共済組合財産処分金 498万1,000円の計上は、平成20年議会で議決いただいております、組合解散に伴う処分金確定によるものであります。

その下の経営安定化対策基盤整備緊急支援事業助成金 127万につきましては、土地改良事業負担金を償還中の農業者に対する利子補給で農業基盤整備費で同額が計上されています。

次に、20款の町債につきましては、第3表のところで説明しましたとおり、起債対象事業費が確定したことなどによる補正でありまして、総額で1億900万円を減額計上するものであります。

続きまして、14ページからの歳出の補正について説明いたします。

冒頭で申し上げましたとおり、歳出につきましても、そのほとんどが事業の実績に基づく整理予算でありますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ここで、午前10時35分まで休憩いたしたいと思っております。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議案書の訂正がありますので、よろしく願いをしたいと思っております。

企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案書の1ページになります。1ページの一番最後、地方債の補正、第2条となっておりますが、第3条ということで訂正いただきたいと思います。申し訳ございません。

議長（橋本憲治君） それでは、引き続き、一般会計の補正予算、歳出から入っていくたいと思っております。

企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） それでは、14ページになります。

まず、1款の議会費につきましては、実績に基づき旅費を減額するものであります。

次に、2款、1項、総務管理費の1目、一般管理費では、経費区分9、情報管理事業の

13節、委託料で、コンピュータシステム改造業務として120万2,000円を減額しておりますが、一部改造が通常保守の範囲内となったことによるものであり、基幹系電算システム更新業務につきましては、1月臨時議会で契約の同意をいただいたとおり事業費確定による減額であります。

次に、経費区分10の各種基金積立金につきましては、それぞれ歳入で説明した寄付金や基金の利子を積み立てるほか、財政調整基金では土地開発基金廃止に伴い基金全額7,777万円を追加することになりますが、ただし、歳入で財政調整基金の利息が11万1,000円減額となることから、追加金額は差額記載されていますが、7,765万9,000円を追加するほか、社会資本整備基金積立金では、8,000万円の予算積み立てに加え、公営住宅敷金利息775万1,000円、牧場収入超過分232万3,000円の積立で利息減額分7万5,000円を差し引いた8,999万9,000円を追加するものです。

また、先ほど条例制定の提案説明をいたしました但、地域活性化に結びつく主にソフト事業に充当する地域活性化基金を創設し、7,000万円を積み立てするものであります。

この積み立てを行った後の各基金の年度末保有見込額につきましては、資料1として、別に配付した資料がありますので、後ほどご覧をいただければと存じます。

次、15ページにまいりまして、3目、財産管理費の経費区分1、町有施設維持管理経費の11節、修繕費43万円の追加につきましては、きめ細かな交付金事業による教職員住宅1棟4戸の屋根塗装であり、経費区分4、鉄道跡地整備事業の14節、使用料及び賃借料400万円の減額につきましては、砂利撤去を22年度に繰り延べしたことによるものであります。経費区分5、町有住宅改修事業の15節、工事請負費2,960万円の計上につきましては、きめ細かな臨時交付金事業による職員住宅2棟4戸の改修でございます。

なお、この改修事業は当初交付金事業計画策定時点で3棟6戸を計画しておりましたが、2次配分の用途が立たず留保していた経過があり、歳入の説明で触れました2次配分予算の充当については、残り1棟2戸の改修に充てることで追加提案することとしておりますのでご理解願います。

次に、8目、企画費の経費区分1、地方交通対策経費の19節の生活交通路線維持対策事業費補助金につきましては、一定の乗車密度が確保されたことから、沿線市町の負担が生じなかったため、12万9,000円全額を減額するもので、次のバス通学定期等運賃補助金は実績に基づく減額であります。

次に、2項、2目の賦課徴収費の23節、償還金及び還付加算金につきましては、特に法人の所得が減少しており、予定納税されている法人町民税の還付金が多く、今後も増が見込まれること、さらには、個人町民税についても所得更正により還付金が発生するため24万3,000円追加するものであります。

次、16ページの3款、1項、1目、社会福祉総務費にまいりまして、経費区分2の国民健康保険特別会計繰出金1,880万8,000円の追加につきましては、保険基盤安定負担金や出産育児一時金などのいわゆるルール分の繰り出しに係る減額185万1,000円と国保会計の財源不足額の補てん分2,065万9,000円との差し引き額を追加するものであります。

その下の経費区分5、社会福祉協議会活動費補助金48万2,000円の減額につきましては、人件費・事務費の減少によるものであります。経費区分8、障害者等福祉事業から17ページの経費区分12の障害者自立支援特別対策事業の通所サービス利用促進事業までにつきましては、それぞれ説明欄に記載しております事業の利用実績に基づき、追加あるいは減額をするものであります。その下、17ページ、経費区分12の3段目ですが、事務処理安定化支援事業は、障害福祉サービス事業書等に対する事務処理が安定するまでの期間、事務職員配置費用を助成する新規事業で5事業所に対する14万5,000円の計上で、その下の新事業移行促進事業は移行によるコスト増加対応としての制度で1事業所5,000円の計上となっております、いずれも道費75%の補助事業であります。

次に、2目の老人福祉費にまいりまして、経費区分5の居宅介護支援事業費補助金につきましては、社会福祉協議会が行っております居宅介護支援事業と訪問介護支援事業の収支不足額に対する補助であり、決算見込額を基に24万9,000円を減額しております。

経費区分6の老人保護措置事業の老人福祉施設措置費については、6名の予算に対し5名分であり、22万6,000円を減額するものであります。

経費区分7の高齢者在宅サービス事業につきましては、説明欄にある事業の利用実績を基に追加あるいは減額をするものであります。

経費区分8の介護保険特別会計繰出金53万1,000円の減額と経費区分13の後期高齢者医療特別会計繰出金6万4,000円の追加については、それぞれ繰り出し基準に基づく決算見込額を基に補正するものであります。

次に、18ページの3目、温泉保養センター費の経費区分1、温泉保養センター運営事業の13節、管理清掃業務の減額は、管理清掃業務見積り合わせの結果により、8万1,000円を減額しております。

2項、3目、児童福祉施設費の経費区分2、常設保育所施設管理事業の11節で修繕料4万7,000円の追加につきましては、事業衛生面の配慮から給食食材搬入口にフードを設置するもので、きめ細かな臨時交付金を活用して実施するものでございます。その下の工事請負費は、保育園増築工事の事業費確定による17万9,000円の減額であります。

4目、児童措置費の経費区分2、児童手当支給事業は、支給延児童数の増減によるものであり、経費区分3の子育て応援特別手当支給事業は事業執行停止に伴う減額で、経費区分4の子ども手当支給事業は、22年度支給開始の子ども手当システム開発経費を計上し、全額補助であります。

次に、4款、1項、1目、保健衛生総務費にまいりまして、経費区分2の老人保健特別会計繰出金16万円の減につきましては、老人保健会計における医療費の減少に伴う町負担金の減額であります。

また、19ページの経費区分9、水道事業会計補助金の増につきましては、大谷水系導水管復旧事業費1,690万円の追加によるものであり、財源は、きめ細かな臨時交付金活用事業であります。

なお、水道会計では事業実施年であります平成22年度での予算計上となっております。

次に、1項、2目、塵芥処理費の経費区分1の塵芥処理事業にまいりまして、11節の

消耗品費 90万9,000円の減額につきましては、指定ごみ袋の購入枚数の減少によるものであり、13節、資源ごみ及び可燃ごみ処理業務の追加は、平成20年度処理費の精算による追加であり、生ごみ処理業務及び19節、留辺蘂町外2町一般廃棄物広域処理負担金につきましては、決算見込額をもとに減額計上してございます。

次に、6款、農林水産業費にまいりまして、1項、1目、農業委員会費の経費区分6、農業委員会一般経費の農地基本台帳管理システム保守業務の追加は、農地法改正に伴いシステムの一部を変更するもので8万4,000円を追加するものであります。

次に、20ページの4目、畜産業費の経費区分2、畜産振興事業の13節、189万円の減額につきましては、公社営畜産担い手育成総合整備事業の事業費確定に伴う減額であります。

5目、農業基盤整備事業費では、経費区分1、農業基盤整備事業で道営畑総事業等に係る負担金の確定に伴う減額と下段の経営安定化対策基盤整備緊急支援事業補助金として、歳入で説明いたしましたとおり土地改良事業に係る償還金利子補給127万円の追加を差し引きし合計391万4,000円を減額しております。

経費区分4の下水道事業特別会計繰出金では、合併浄化槽の設置基数の減や修繕料等の経常経費圧縮により、収支不足額が減少したことから1,410万1,000円を減額しております。

21ページの7目、牧場費の経費区分3、牧場草地整備事業の19節、202万5,000円の減額につきましては、道営草地整備に係る調査設計業務等の事業費確定に伴う減額であります。

次に、2項、2目、林業振興費の経費区分2、民有林振興事業の民有林振興事業費補助金につきましては、造林等に係る実行面積が計画を下回ったことにより140万円を減額するものであります。

次に、7款、1項、2目、商工業振興費にありまして経費区分3、商工業振興対策一般経費の19節、中小企業特別融資利子補給費補助金につきましては、新規の運転資金や設備投資の資金貸し付けが低調なため、20万円を減額するものであります。

22ページの8款、3項、2目、道路維持費の経費区分1、町道補修事業の11節、修繕料の追加は、きめ細かな臨時交付金を活用し、経年劣化による路面補修を実施するための経費532万4,000円の計上と町道側溝の整備経費700万円の合計1,232万4,000円を計上するものでございます。

3目の道路新設改良費の経費区分1から4については、それぞれ事業費確定に伴う整理予算であり、経費区分5、東幸町の太平線・太平1丁目線道路整備事業につきましては、合せて201.39mの整備費用として2,400万円の計上であり、経費区分6の幸町線路肩拡幅整備事業は、東幸町と西幸町の境界にある幸橋の現況幅が狭いことから、拡幅する費用として250万円の計上であります。これらは、以前から地域の要望が強く、今回、きめ細かな臨時交付金を活用し、前倒し実施するものであります。

4項、1目、河川総務費の経費区分2、河川改修整備事業の15節、紅葉川改修整備工事業500万円の計上につきましては、紅葉川上流部の連節ブロックを約200mに渡って補修するもので、以前から地域の要望もあり、きめ細かな臨時交付金を活用し、実施するものであります。

5項、1目、公園費の経費区分3、公園施設整備事業の11節、修繕料の追加については、レクリエーション公園及び銀河公園遊具、ベンチの修繕・塗装経費100万円を計上し、今回、執行残19万2,000円との差引80万8,000円を追加するもので、これについても、きめ細かな臨時交付金を活用し、実施するものでございます。

6項、1目、住宅管理費の経費区分1、町営住宅維持管理事業の11節、修繕料の追加については、ストーブ等一般修繕の増により32万2,000円の増額に加え、きめ細かな臨時交付金を活用し、日出団地1棟4戸の屋根塗装経費40万2,000円及びメゾン銀河の外壁補修、屋根塗装経費550万円の合計62万2,000円を追加するものでございます。

次に、23ページの2目、住宅建設費の経費区分1、公営住宅改修事業につきまして、末広団地3棟11戸の改修及び1棟4戸の解体に係る事業費の確定による減額であり、その下の経費区分2、定住促進空き家活用住宅用地整備事業も、町有住宅2棟4戸の解体工事事業費確定による減額であります。

次に、9款、消防費にまいりまして、1項、1目の消防組合費で、北見地区消防組合負担金として95万4,000円を減額しております。この主な要因につきましては、まず、支署費では経費区分1にある消防職員給与費で、人事異動等の影響で減額となっております。

また、団費では、経費区分1、消防団活動経費にあります1節、報酬で団員数の減少により41万9,000円を減額しており、9節、旅費で災害等の出勤が少なかったことにより費用弁償17万8,000円を減額しております。

さらには、消防組合繰越金がありますが、前年度からの繰越金が48万4,000円生じたため、歳出予算から減額するものでありまして、これ以外の整理予算を含め、総額95万4,000円の減額となっております。

24ページの2目、水防費の経費区分1、水防対策事業の18節、備品購入費の減については、これは常呂川画像受信装置であり、国の経済対策事業として認められたことから、昨年8月議会で防災対策事業として補正対応したものであり、今回減額するものです。

次に、10款、教育費にまいりまして、1項、2目、事務局費の経費区分4、学校教育等一般経費の19節、北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金49万2,000円の減額につきましては、主に通学対策の生徒数が予算の99人に対し75人ととどまったことのほか、21年度の入学者が少なく入学準備支援対策経費が減少したことによるものであります。

次に、2項、小学校費の1目、学校管理費にまいりまして、経費区分3、学校施設維持管理事業の11節の修繕料で24万9,000円を追加しております。これは、きめ細かな臨時交付金を活用し5事業に充てるもので、訓小では屋根すが漏り補修100万円、網戸修繕85万円、音楽室換気扇取付け14万2,000円、屋外水飲み場修繕15万円、居小男子トイレ節水型への取替え改修35万円であります。

13節、15節は、事業費確定による減額であり、25ページの訓小・居小体育館耐震補強工事につきましては、安全・安心な学校づくり交付金を活用し実施する事業で、繰越事業となり、学校別事業費が訓小体育館で1,704万2,000円、居小体育館で640万5,000円となっており、補助残は地域活性化、公共投資臨時交付金の対象となっ

ております。

次に、3項、中学校費の2目、教育振興費、経費区分1、教育振興事業の部活動等派遣費補助金115万円の減額については、派遣対象者の減によるものでありますし、その下の経費区分2、就学援助・奨励事業で、33万円を減額しておりますのは、認定人数の減等によるものであります。

4項、幼稚園費の1目、幼稚園費、経費区分2、幼稚園施設管理事業の11節、修繕については、プレールーム出入口間仕切り開閉壁取替え経費の計上で、13万8,000円と執行残の25万7,000円を合せた39万5,000円できめ細かな臨時交付金を活用し実施いたしますが、交付金活用事業のうち、この事業に関しては繰越せず、3月末までで実施する事業になってまいります。

26ページにまいりまして、5項、2目、公民館費の経費区分1、公民館管理事業の11節、修繕料67万4,000円の追加については、公民館トイレ6基に洗浄便器を設置するもので、きめ細かな臨時交付金を活用します。

6項、2目、体育施設費の経費区分1、スポーツセンター管理事業の11節、修繕料515万1,000円の追加については、きめ細かな臨時交付金を活用し3事業、アリーナ防球ネット修繕107万1,000円、北側屋根修繕349万7,000円、アリーナ塗装58万3,000円を実施するものです。

経費区分4、屋外運動施設管理事業の11節、修繕料182万5,000円の追加につきましては、きめ細かな臨時交付金を活用し野球場バックスクリーン、バックネット支柱の塗装の経費の計上でございます。

次に、11款、公債費の1項、2目、利子の経費区分1、長期債利子償還につきましては、21年5月に借入れを起こしました20年度債の償還利子確定に伴い、不用額154万2,000円を減額するものであります。

27ページの13款、給与費については、総額で676万7,000円を減額するものですが、整理予算でありますので、説明は省略させていただきます。

事項別明細書の説明は、以上のとおりですが、このほか、今回の補正に係る説明資料として、別に配付しております資料2には、投資的事業の財源内訳を含めた一覧表を作成しましたので、後ほどご覧をいただければと存じます。

以上、2億3,645万5,000円を追加する補正予算の特徴的なものについて、説明をさせていただきました。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） 続きまして、平成21年度の国民健康保険の補正予算について、説明させていただきます。議案書の32ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 平成21年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように563万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,351万1,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の33ページにあります「第1

表、「歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、その内容につきましては、34ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、34ページの歳入について、説明させていただきます。

1款、国民健康保険税、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、1月末における調定額の状況から推計し、1節の医療給付費分595万6,000円、3節の後期高齢者支援金分85万7,000円、5節の介護納付金分59万円3,000円をそれぞれ減額し、一般被保険者の保険税総額で740万6,000円を減額するものであります。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、調定額の状況から推計し、1節の医療給付費分49万4,000円、3節の後期高齢者支援金分10万2,000円をそれぞれ減額し、5節の介護納付金分12万3,000円を追加し、退職被保険者等の保険税総額で47万3,000円を減額するものであります。

次に、2款、国庫支出金、1項、1目、療養給付費等負担金につきましては、歳出の一般被保険者分の療養給付費等の追加補正と保険基盤安定繰入金等の確定等に伴い、現年度分療養給付費等負担金296万円7,000円を追加するものであります。

2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金の確定に伴いまして、32万3,000円を減額するものであります。

3目、特定健康診査等負担金につきましては、受診者数が予定より少なかったことから、50万3,000円を減額するものであります。

次に、2項、2目、出産育児一時金補助金につきましては、緊急の少子化対策として、平成21年10月から出産育児一時金の額が38万円から42万円に4万円引き上げになり、この引き上げ額4万円の2分の1の2万円について国から補助されますが、昨年6月に補正をお願いしました時点では、10月以降の見込みを9件としていましたが、件数が1件増える見込みでありますので、2万円を追加するものであります。

次に、3目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、当初予算では見込まれていなかったものですが、介護従事者の処遇改善を図ることを目的として、平成21年度に介護報酬3%プラス改定がありましたが、この改定に伴う介護納付金の急激な上昇を抑制するために交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金75万4,000円を新たに計上するものであります。

次に、5款、道支出金、1項、1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、負担金額の確定に伴い、32万3,000円を減額するものであります。

2目、特定健康診査等負担金につきましては、受診者数が予定より少なかったことから、50万3,000円を減額するものであります。

次に、35ページの2項、1目、調整交付金の普通調整交付金につきましては、歳出の一般被保険者分の療養給付費の追加補正等に伴いまして、129万2,000円を追加するものであります。

また、特別調整交付金につきましては、歳出の保険財政安定化事業拠出金と歳入の保険財政安定化事業交付金とを比較し、歳入の交付金より歳出の拠出金が多い場合に共同事業の収支を加味し、北海道の予算範囲内で、その他の特別事情分として交付されるものです。

が、本年度においては交付が見込まれますことから、242万1,000円を追加するものであります。

次に、6款、1項、1目、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金につきましては、交付金額の確定に伴い、46万8,000円を減額するものであります。

2目、保険財政共同安定化事業交付金につきましても、交付金額の確定に伴い、3,618万4,000円を減額するものであります。

次に、7款、財産収入、1項、1目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金の預金利子が確定しましたので、財政調整基金利子3万2,000円を追加するものであります。

次に、8款、繰入金、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、現在、積立てられている財政調整基金のほぼ全額を繰り入れることから、1,986万円を追加するものであります。

これによりまして、資料1、後ほどご覧いただければと思いますが、資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）の表の下から4段目の中ほどにありますとおり、平成21年度末基金保有見込額は、1,000円となる見込みであり、引き続き一般会計からの財源補てん分の繰り入れが必要となる大変厳しい財政運営であります。

2項、1目、一般会計繰入金につきましては、それぞれ繰入金の決算見込みにより、1節の保険基盤安定繰入金につきましては、総額で28万9,000円。

2節の出産育児一時金繰入金につきましては、24万円。

3節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、16万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、4節のその他一般会計繰入金につきましては、まず、下段のその他一般会計繰入金は、国保一般事務に要する経費に係る分ですが、116万1,000円の減額と上段では、収支不足が生じることから、財源補てん分繰入金として2,065万9,000円との差し引き額1,949万8,000円を追加するものであります。これによりまして、平成21年度の収支不足のため、繰り入れする財源補てん分の総額は、4,470万2,000円となる見込みであります。

次に、10款、諸収入、3項、2目、一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等による医療機関での診療を国民健康保険で受診した場合、後から保険会社等より国民健康保険に返していただくものですが、金額が確定しましたことから、一般被保険者第三者納付金として、571万8,000円を追加するものです。

次に、4目、一般被保険者返納金につきましては、被保険者の手続きの遅れなどにより、国保の資格喪失後に国保で医療機関を受診した場合、本人から返戻してもらうものですが、金額の確定によりまして、一般被保険者返納金として、35万8,000円を追加するものであります。

次に、6目、雑入につきましては、特定健診の受診者数が予定より少なかったことによる自己負担額等41万6,000円を減額するものであります。

次に、36ページの歳出について、説明させていただきます。

まず、1款、総務費、1項、1目、一般管理費の11節、需用費の消耗品費につきましては、被保険者証の郵送用の封筒購入分を見ておりましたが、在庫数で対応できる見込み

となりましたことから、5万5,000円を減額するもので、13節、委託料につきましては、共同電算処理業務の処理件数の増加に伴い、予算の不足が見込まれますので、6万3,000円を追加するものであります。

また、25節の積立金については、財政調整基金積立金及び基金利子の額が確定しましたので、12万9,000円を減額するものであります。

次に、2款、保険給付費、1項、1目、一般被保険者療養給付費につきましては、1月までの医療費実績から推計し、予算不足が見込まれますので、一般被保険者療養給付費1,200万円を追加するものであります。

5目、審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払いに係る手数料に不足が見込まれることから、4万5,000円を追加するものであります。

次に、2項、1目、一般被保険者高額療養費につきましても、1月までの実績から推計し、予算不足が見込まれるため、700万円を追加するものであります。

次に、4項、1目、出産育児一時金につきましては、9月末までの出産件数が見込みより少なかったことから、34万円を減額するものであります。

2目、支払手数料につきましては、10月以降の出産件数が見込みより、1件上回る見込みであることと未定でありました支払手数料単価の確定により、出産育児一時金支払手数料を2,000円追加するものであります。

次に、7款、共同事業拠出金、1項、1目、高額医療費拠出金につきましては、拠出金額等の確定により、50万7,000円を減額するものであります。

また、3目、保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、拠出金額の確定により95万7,000円を減額するものであります。

次に、8款、保健事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費の11節、需用費の消耗品費につきましては、特定健診に係る受診券の発行が不用となったことから、2万円を減額するものであります。

12節、役務費の通信運搬費につきましては、特定健診受診者数が予定より少なかったことから、郵便料などを6万7,000円減額、手数料では、特定健診データ等手数料などを9万5,000円を減額するものであります。

また、13節、委託料の特定健診業務につきましても、特定健診受診者数が予定より少なかったことなどから、173万4,000円を減額し、特定健診に係る受診券の発行が不用となったことから、受診券発行業務に係る経費2万円を減額するものであります。

次に37ページの、2項、1目、保健事業総務費の8節、報償費につきましては、健康まつりで運動指導士を配置するための経費について、国保連合会が直接支払うことになったことなどによる不用額2万4,000円を減額。

11節需用費の消耗品費につきましては、制度周知用パンフレットの購入枚数の減や健康まつり関係の消耗品費の不用額11万9,000円を減額。

13節の委託料につきましては、受診者数が予定より少なかったことから、独自健診業務63万3,000円を減額。

19節、負担金補助及び交付金の健康診査助成金につきましては、脳ドック受診者が予定より少なかったことにより、14万9,000円を減額するものであります。

以上、平成21年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明

をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書38ページをお開き願います。

議案第6号 平成21年度訓子府町老人保健特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をさせていただきます。

老人保健制度につきましては、後期高齢者医療制度へ移行したことによりまして、平成20年3月診療をもって制度廃止となっておりますが、医療費請求の時効が3年となっていることから、平成21年度においても請求遅れや過誤調整等による請求があることを想定し予算計上してはありますが、その支出もほとんどなかったことから、予算の減額をさせていただきます。

今回の補正では、第1条にありますように、310万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ794万3,000円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の39ページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、その内容につきましては、40ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、40ページの歳入について、説明させていただきます。

1款、支払基金交付金、1項、1目、医療費交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付金ですが、医療給付費の支出が少額であったことに加えまして、歳入で、医療機関からの返納金の額が多額となったことから相殺され、医療費交付金の収入が見込めないことから、14万6,000円を減額するものであります。

次に、2目、審査支払手数料交付金につきましても、審査支払件数の減によりまして、9,000円を減額するものであります。

次に、2款の国庫支出金につきましても、医療給付費の支出が少額であり、さらに医療機関からの返納金等との相殺によりまして、医療費国庫負担金の収入が見込めないことから、29万8,000円を減額するものであります。

次に、3款の道支出金につきましても、国庫負担金と同様であります。道支出金につきましては、年度当初に交付申請書を提出しておりますが、実績に係わらず請求額の11万円が交付されましたので、医療費道負担金に3万5,000円を追加するものです。

なお、交付されました医療費道負担金につきましては全額、翌年度に繰り越しをして返還することになるものであります。

次に、4款の繰入金につきましても、医療費などの減少により、町の費用負担も減りますので、一般会計繰入金を16万円減額するものであります。

次に、6款、諸収入、1項、1目、預金利子につきましては、医療費の支出が少なく、医療機関からの返納金の収入が多くなったことに伴いまして、老人保健会計に預金利子が生じる見込みのため、預金利子2,000円を追加するものです。

次に、2項、2目、返納金は、医療費を不正・不当に受けていた医療機関からの返納金に係るものですが、当初予算の段階では100%の収入が見込めない場合を想定して約2分の1の額を予算計上してはありますが、その収入額が予算額を大きく上回り、100%の452万7,000円の収入が見込まれるところです。

本来ですと増額補正をすべきところですが、歳出の医療費等の支出が極端に少なかった

ことから予算総額を歳出に合わせるため、ここでは152万9,000円を減額するものであります。

なお、返納金につきましては、一般会計の負担分を除いて、翌年度に繰り越し支払基金や国・道に返還することになるものです。

また、3目、雑入につきましては、医療費の過年度精算分に係る町負担分などの返還金として、予算計上しておりましたが、その収入が見込めないことから、99万9,000円を減額するものであります。

次に、41ページの歳出について、説明させていただきます。

1款、医療諸費、1項、1目、医療給付費につきましては、医療費の支出が少額でありましたことから、老人保健医療費給付費314万4,000円を減額するものであります。

次に、2目の医療費支給費と3目の高額医療費につきましても、1月末までの実績がないことから、それぞれ9万円を減額するものであります。

次に、4目の審査支払手数料につきましても、審査支払件数の減によりまして、1万円を減額するものであります。

次に、2款、諸支出金、1項、1目、一般会計繰出金につきましては、歳入で説明いたしました預金利子分と医療機関からの返納金の一般会計負担分の繰り戻し分等を合わせて、一般会計繰出金として、23万円の追加をするものであります。

以上、平成21年度老人保健特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の42ページをお開き願います。

議案第7号 平成21年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように147万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,931万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次の43ページにあります「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、その内容につきましては、44ページ以降の事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、44ページの歳入について説明させていただきます。

まず、1款、1項の後期高齢者医療保険料につきましては、低所得者の保険料軽減策として、7割に戻ることであった均等割額が平成20年度と同じ8.5割に据え置かれたこと等により、保険料総体で211万7,000円の減額となる見込みであります。

1目の特別徴収保険料につきましては、徴収方法選択制の要件緩和により、特別徴収から普通徴収に変更した方の影響などにより、814万3,000円を減額するものであります。

また、2目の普通徴収保険料につきましては、特別徴収から普通徴収に変更した方の影響などにより、602万6,000円を追加するものであります。

次に、3款、繰入金、1項、1目、保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減世帯が増えたことにより、一般会計から繰り入れするものですが、保険基盤安定繰入金として、81万1,000円を追加するものです。

2目の事務費繰入金につきましては、広域連合事務費納付金の平成20年度の額の確定により、16万8,000円を減額するものであります。

次に、45ページの歳出について、説明させていただきます。

3款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金補助及び交付金の保険料等納付金につきましては、保険料の減額分211万7,000円と基盤安定繰入金の増額分81万1,000円を合わせた130万6,000円を減額するものであります。

また、事務費納付金につきましては、広域連合の事務費の清算によりまして、16万8,000円を減額するものであります。

以上、平成21年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の46ページをお開き願います。

議案第8号 平成21年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ4,553万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,399万4,000円とするものであります。

次に、47ページの第1表は、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただき、その内容につきましては、48ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

まず、48ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず、第2款、分担金及び負担金、第1項、第1目、介護予防負担金につきましては、介護予防事業として、実施しております「通所型介護予防事業」利用者負担金が、当初の見込みより利用件数が少なかったことから、17万8,000円を減額するものであります。

第3款の国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金は、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス費などの保険給付費が減額となる見込みであることから、国の負担割合相当額の741万3,000円を減額するものであります。

次に、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、介護給付費見込額の減少により、当初予算に対して224万7,000円を減額。

第2目の地域支援事業交付金、介護予防事業につきましては、23万4,000円の減額。

第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、保険給付費見込み額の減少により、1,364万2,000円の減額。

第2目、地域支援事業交付金も対象経費の減少により、28万2,000円の減額。

第5款、道支出金、第1項、第1目、介護給付費負担金につきましても、保険給付費が減額となる見込みであることから、736万6,000円を減額するものであります。

第2項、第1目の地域支援事業、介護予防事業につきましては、11万7,000円の減額。

次に、49ページをお開きください。

第6款、財産収入、第1項、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子1万2,000円を減額。介護従事者処遇改善臨時特例基金利子1,000円

を追加するものであります。

次に、第7款、繰入金、第1項、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、当初予算において会計の収支不足額は基金の繰り入れを予定しておりましたが、介護給付費の見込額の減少により基金からの繰り入れを取りやめるものであります。

また、第2目、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、介護保険システム改修経費に充てるため、繰り入れを予定していましたが、基金の対象とならなくなったため、繰り入れを取りやめるものであります。

第2項、第1目、一般会計繰入金につきましては、介護給付費の見込額の減少により介護給付費繰入金568万4,000円を減額するとともに、地域支援事業、介護予防事業繰入金につきましても対象事業費の減少により、11万7,000円を減額。

その他、一般会計繰入金は、地域支援事業は実績見込により14万9,000円を減額しますが、事務費繰入については、介護保険システム改修経費が基金の対象とならなかったことから63万2,000円を追加するものであります。

次に、50ページをお開きください。歳出について、説明をさせていただきます。

第1款、総務費、第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費、12節、役務費の郵便料につきましては、介護保険料の仮徴収額変更実施取りやめ等により郵便料を減額するものであります。

第3項、介護認定審査会費、第2目、認定調査費につきましては、介護認定申請件数の減少によりまして認定調査業務委託料15万7,000円を減額。

第4項、第1目、趣旨普及費は、介護保険制度PR用パンフレットの単価減に伴い24万5,000円を減額するものであります。

第2款、保険給付費、第1項、介護サービス等諸費、第1目、居宅介護サービス給付費につきましては、通所介護、短期入所などの利用が当初見込みを上回ったことより、423万4,000円を追加するものであります。

第3目、地域密着型介護サービス給付費につきましては、利用日数が当初見込みを下回ったことにより、800万円を減額。

第5目、施設介護サービス給付費は、施設入所者減により2,900万円を減額。

第7目、居宅介護福祉用具購入費につきましては、実績による給付単価の減により、18万円を減額。

第8目、居宅介護住宅改修費につきましては、給付実績による1件あたりの単価の減少などにより、28万円を減額。

第9目、居宅介護サービス計画給付費につきましては、計画作成見込件数の増により、99万円を追加するものであります。

第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援者に対する給付であります。が、全体的にそれぞれのサービス給付費が当初見込みを下回っており、介護予防サービス等諸費総額で743万6,000円を減額するものであります。

次に、51ページをお開きください。

第4項、高額介護サービス等費では、第1目、高額介護サービス費は、施設等の利用者数の減により、180万円の減額。

第6項、第1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的

給付であります。施設利用者数の減によりまして、400万円の減額。

第3款、地域支援事業費、第1項、第1目、介護予防特定高齢者施策事業費は、生活機能評価実施件数の減により10万4,000円の減額。

第2目、介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、介護予防口腔機能向上のための歯科衛生士報酬を計上しておりましたが、口腔機能向上従事者拡大モデル事業による北海道の支援が受けられたことによりまして、減額をしております。通所型介護予防業務は、利用回数の減により106万3,000円を減額。

第2項、第1目、介護予防ケアマネジメント事業費では、地域包括支援センター人件費相当分の一般会計繰出金44万3,000円を追加。

第4目、任意事業費では、成年後見人報酬助成金につきましては、21年度は現時点におきまして、後見申し立て者がいないことから、16万8,000円を減額。

次に、第4款、基金積立金のうち第1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、保険給付費にかかる歳入歳出剰余金見込額143万円を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

第2目、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきましては、基金利子の増により1,000円追加補正するものであります。

以上、平成21年度介護保険特別会計の補正予算について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 議案書52ページをお開き願います。

議案第9号 平成21年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ2,148万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,041万1,000円とするものであります。

第2条につきましては「地方債の補正」でありますので53ページで説明させていただきます。

次に、53ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただき、その内容につきましては、54ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

次に「第2表 地方債補正」につきましては、個別排水処理施設整備事業では、当初15戸見込んでいたものが、12戸の整備になったことにより、起債の借入れ限度額3,060万円を2,370万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

次に、54ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、主な補正の内容につきましては、事務事業の実施あるいは精算による減額のいわゆる整理予算であります。

はじめに、歳入について、説明させていただきます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、分担金、第2目、個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、当初予定していた設置戸数15戸に対し12戸の設置であったため、15万円を減額するものであります。

次に、第3款、繰入金、第1項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金につきましては、下水道事業の執行額確定に伴い、1,410万1,000円を減額するものであります。

次に、第5款、諸収入、第4項、第1目、雑入につきましては、道道北見置戸線日出工区の工事が本年度実施できなかったことにより、マンホールなど支障物件の移設補償費3万8,000円を減額するものであります。

次に、第6款、第1項、町債、第2目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、先ほど、地方債補正で説明したとおり、個別排水処理施設整備事業の整備戸数が当初見込みより減少したことから、下水道債440万円と過疎債250万円を合わせた690万円を減額するものであります。

次に、55ページをお開き願います。歳出について、説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の公課費につきましては、消費税確定申告において当初見込みより納付額が少なかったことから、消費税納付金を26万6,000円を減額するものであります。

第2項、下水道管理費、第1目、農業集落排水管理費の需用費の修繕料につきましては、各処理場の経年劣化による計画的修繕や機器更新などを昨年の第3回臨時町議会で補正予算として計上した「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、本年度分と次年度分の一部を前倒したことなどにより、950万円を減額するものであります。

また、光熱水費につきましては、当初予算で見込んでいた電気料単価が値下がりしたことにより、65万円を減額するものであります。

使用料及び賃借料につきましては、緊急を要する施設補修重機借上が無かったことから16万8,000円を減額するものであります。

次に、第2目、個別排水管理費の委託料の浄化槽保守点検業務につきましては、臨時点検などの回数が減ったことから、60万円を減額するものであります。

次に、第2款、下水道事業費、第1項、下水道事業費、第1目、農業集落排水事業費の道道北見置戸線交通安全工事支障物件移設工事につきましては、道道北見置戸線日出工区の道路改修工事が本年度実施できなかったことにより、支障物件移設工事費40万円を減額するものであります。

また、第2目、個別排水処理施設整備事業費につきましては、浄化槽の設置戸数が当初予定していました15戸に対し12戸の設置であったため、委託料で30万円を減額、工事請負費で875万円を減額するものであります。

次に、第3款、第1項、公債費、第2目、利子の長期債利子につきましては、平成20年度債の償還利子確定に伴い、85万5,000円を減額するものであります。

次に、56ページの地方債の調書であります。平成21年度末における補正後の元金残高につきましては合計欄の一番右側のとおり、8億6,555万2,000円となる見込みであります。

以上、平成21年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案書57ページをお開きください。

議案第10号 平成21年度訓子府町水道事業会計補正予算(第3号)について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、収入では営業外収益で3万8,000円を増額し、収入の総額を1億8,707万3,000円とするものであります。

次に、支出であります。営業費用で1,100万1,000円を減額し、営業外費用でも42万円を減額し、歳出の総額を1億6,678万5,000円とするものであります。

次に、第3条で、予算第4条本文括弧書きの「4,636万円」を「4,586万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出では、建設改良費50万円を減額し、支出の総額を7,666万7,000円とするものであります。

次に、第4条で、予算第7条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」を既決予定額2,805万2,000円を14万円増額し、総額2,819万2,000円にするものであります。

次に、第5条では、予算第8条に「他会計からの補助金」を定めておりますが、既決予定額3,788万4,000円を3万8,000円増額し、総額3,792万2,000円にするものです。

次に、58ページは、水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、順次説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入であります。1款、2項、2目の他会計補助金3万8,000円の増額は、共済費及び退職手当組合負担金等の負担率改定による補助金の増額であります。

次に、支出であります。1款、1項、営業費用の1目、原水及び浄水費につきましては、賃金から負担金までのほとんどが決算による執行残で534万4,000円の減額であります。

手数料の水質検査手数料につきましては、昨年までは、北見市企業局に検査を依頼しておりましたが、依頼先の事情で検査機関を変更したことによる減額でございます。

次に、2目、配水及び給水費につきましても、賃金から材料費までは、決算に伴う執行残で573万4,000円の減額でございます。特に、減額の大きな工事請負費では、配水施設緊急整備工事がなかったことによる減額や材料費では検満メーター器の一括購入し購入価格が下がったことによる減額でございます。

次に、3目、総係費につきましては、総額で7万7,000円の減額でございます。福利費につきましては、共済費及び退職手当組合負担金等の負担率改定による増額14万円のほか旅費から食糧費につきましては、決算に伴う執行残でございます。

次に、2項、営業外費用の1目、支払利息であります。一時借入を起こさない予定のため、全額の42万円を減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。1款、1項、2目、固定資産購入費につきましては、新規分のメーター器購入台数が少なかったことによる執行残50万円の減額でございます。

次に、59ページは、資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくことにいたしまして、説明は省略させていただきます。

以上、平成21年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで、昼食のため休憩をいたしたいと思っております。

午後1時から行いますので、ご参集お願いを申し上げます。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

議案第10号について、水道課長から説明の訂正がありますので、発言を許したいと思います。

水道課長。

水道課長（竹村治実君） 58ページの水道事業会計の補正予算について、支出の1款、1項、3目で総額7万7,000円の減額と説明いたしましたが、正しくは7万7,000円の増額でございます。訂正させていただきます。

議長（橋本憲治君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第21号、議案第28号、議案第36号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人つき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第21号の質疑を許します。議案書66ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第21号の質疑を終了いたします。

次に、議案第28号の質疑を許します。議案書76ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第28号の質疑を終了いたします。

次に、議案第36号の質疑を許します。議案書89ページでございます。財産の処分についてであります。

ご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 2番、河端です。こちらに予定価格の売却価格が1,685万7,932円とありますが、どこの科目に入るようになりますか。これから所有権移転登記などの経費がかかるかと思いますが、どのぐらい見込まれていますか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

が、議案書12ページの上から2つ目になります。町有地売却収入で、今回893万5,000円を追加させてもらっています。ここで、受ける形になります。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 所有権移転登記に係る経費のお尋ねでございますが、先々週に地域関係者の説明会を行いまして、その時、所有権移転登記に係る経費のご説明を申し上げたところです。所有権移転に係る経費の部分では、印紙税と登録免許税分の2つが関係者からの経費負担になることをご説明申し上げております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 4番、川村です。89ページの売却価格1,685万円は、当初、町が取得した価格を下回らないことを目標とし、3,200万円の価格を設定している。前企画財政課長は、そのような説明をし、3,200万円をきりたくない。ところが、半額になり、一部売却残の若葉地区もあるが、これは、おかしいのではないかという気がします。これについては、予算審議になりますが、400万円の執行残を残し、いろいろな工事をやらないで、3,200万円に近付けるかが問題で、当初の説明とぜんぜん違うような気がします。どうなのですか。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 町といたしましては、購入させていただいた土地を全て売却する努力を今まで実施してきたところなのですが、ご承知のとおり、一定の虫食い状態で売ることはなりませんので、一定のルールの基で団地化された部分で売却することで、今回、実践会については、全部お買いいただいたのですが、町中では東町、若葉、若富地区については、残念ながら売ることができなかったため、購入した価格を下回る形になりましたが、結果といたしまして、例えば、駅舎構内あるいは営農センター部分一体の土地については、一定の価値があると認識しておりますので、そこら辺は、まるっきり赤字になったわけではなくて、町の財産も含めて、相殺されたことでの理解でいきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君。

4番（川村 進君） 4番、川村です。この400万円の執行残は出たが、砂利を取ったりして、まだ売るといえることですか。僕は前に一般質問をした時に、立木を3件切れ、損害を受けている。事業で執行残が出ました。立木を切られた人は、損をしている。行政のやっていることは不合理すぎるのではないかと。これは、執行残にせず、砂利を取る。そして更地にし、きちんと今後の展開をすることで納得はいくが、執行残が出ました。立木を切られた人は、損したままでは行政の対応がおかしい。これは、一般質問ではないから、今後のやり方、砂利を取りきちんと更地に売却する予定をかどうかをお聞きします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） まず、400万円の執行残の話だと思うのですが、砂利の撤去につきましては、あくまでも、ご購入いただいたところの砂利を取る。予定としては、農協の土地などについて、今年度、予算計上していただきましたので、今年度部分の砂利を撤去する予定で予算計上させていただきましたが、雪解けを終えてから、特に、農協に

については、砂利の撤去の有無も含め、検討したいということですので、これについては、来年度に改めて計上させていただき、売れると決まったところについては、砂利を撤去する方向で進めてまいりたいと思います。ただ、ご購入いただけなかったところにつきましては、110年もそのまま一応何の災害もなかったこともありますので、そこについては、当面、地形をいじらない形で管理していく形で進めたいと思います。売却事務につきましては、一旦、今回の一連の作業で終わらせ、また、新たに今後そのような展開があれば、例えば駅の構内などですが、買いたい方がいれば売る形については、別途進めていきたいと考えています。

議長（橋本憲治君） 建設課長。

建設課長（林 秀貴君） 河端議員のご質問に対して、答弁もれがございましたので、改めて答弁したいと思います。町の経費がかかるかとお尋ねでしたが、町では担当者が登記を行いますので、町の経費は一切支出がございません。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第36号の質疑を終了いたします。

次に、議案第4号の質疑を許します。議案書1ページでございます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、補正予算にかかわる質問になりますので、何点かまとめて最初にお聞きしたいと思います。

まず、始めにですが、15ページの企画費の項目になります。この中の、先ほど、課長からも詳しく説明のあったところでありますが、15ページ、企画費の区分の1、地方交通対策経費です。この関係をまず、始めにお聞きします。この中の19節、負担金補助及び交付金の中ですが、バス通学定期等運賃補助金で346万6,000円の減と説明もあったところでありますが、これは実績に基づいているとお話だったのですが、この中身をもう少し、実数も含め、お聞かせ願いたいと思います。

それから、16ページに入りますが、16ページの民生費、社会福祉総務費の関係になります。障害者等福祉事業、区分8です。この中の13節、委託料に係わる質問になりますが、まず、1つをまとめたような質問になりますが、支援センターきらりの関係です。委託料の一番最初のきらり通園療育指導訓練で95万5,000円の減になっています。それともう1つ、20節、扶助費の中で助成として、27万8,000円の減になっています。これはいずれも最初の指導訓練に係わる予算でいきますと180万円あまりの予算の中で、95万5,000円の減が出たと見ていいかと思えますし、もう一方で、扶助費も41万円程度の予算だったと思えますが、この中で27万8,000円の減が出ているとのことですが、この減の理由をこれも実数で説明いただきたいのと合わせて、今後の予測も含めてどうなるのか。この部分をお聞きしたいと思います。

それから、同じく、民生費、社会福祉費の中で、次の段の区分10です。自立支援サービス事業の20節、扶助費のうち2つだけお聞きします。扶助費の一番大きな介護給付費と訓練等給付費の減が、それぞれあります。これについても実績ということですが、これの実数と同じく今後の予測をこの時点でどう見ているのかをお聞きしたいと思います。

それから、ページが少し飛びますが、次の17ページになります。同じく、社会福祉総務費に係ることなのですが、区分12は先ほども説明がありましたが、このうちの19節、負担金補助及び交付金の中の事務処理安定化支援事業は、5事業所だったと思います。もう一つ、その次の説明の中で、新事業移行促進事業は、1つの事業所とお話がありましたが、この事業所の名称をお知らせ願いたいと思います。5つと1つです。

次にまた移ります。18ページに入り、児童福祉費になります。ひとり親福祉費に係ることなのですが、この中の扶助費です。医療費助成として、135万5,000円の追加がありますが、これは当初予算から見ると非常に追加が大きな状況になっていますが、この内容について、もう一度、実数で説明をお願いいたします。

それから、あともう1、2点なのですが、19ページになります。労働費の中の労働諸費ですが、この中の区分2の季節労働者対策事業の19節、いわゆる利子補給補助金が7万円の減額になっておりますが、これとの係わりで貸付金として、100万円の予算をみていたかと思いますが、この関係でいきますと100万円の貸付金は実行されず、いわゆる利子の補給、補助金が使われなかった。いわゆる申請がなかったととらえていいのか。その辺お聞きいたします。

最後になりますが、20ページの農業基盤整備事業に係ることなのですが、この区分1です。この中の19節、負担金、補助及び交付金の中の一番最後の説明欄にある経営安定化対策基盤整備支援事業補助金の内容について、詳しく説明していただきたいと思います。いわゆる、もし可能であれば、件数も含め、どのような形で、この127万円が支出されたのかをお聞きします。

以上です。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） まず、15ページの企画費の地方交通対策経費の減額の関係でございますが、バス通学定期等運賃補助金となっておりますが、これにつきましては、1つは、いわゆるバス通学。これに関する補助が当初871万2,000円を計上していました。それに加えまして、今年度、新たに通院に対し、月片道5回以上で申請でき4分の1補助となる事業で、101万2,000円を計上されておりました。合わせて972万4,000円の計上が、今回減額になり625万8,000円となったことなのですが、まず、1つは、通学については、110名見込んでいました。ただ、実績としまして95名にとどまったことで約250万円ほどの減額になっております。それとあともう1つの通院についてですが、実は、当初、読めなかった部分もありまして、7,360回の片道分を予算計上していたのです。1回で137.5円になりますから、7,360回の片道分を予算計上していましたが、実際に今まで出てきたのが、片道分で行けば98回にとどまってしまったことで、これにつきましては、なかなかこれは5回の片道ということは、月に3回病院へ通うということで、かなり少ないこともよくわかりましたので、次年度以降は3回に緩和した中で、もう少し利用を見込める対応をしていきたいと考えています。

以上です。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 何点かお尋ねございましたが、まず、16ページの「き

らり」の通園療育訓練委託でございますが、99万5,000円の減額内訳でございますが、通園している人数と回数が減っていることで、定期に通園されている方は12名おり、予算どおり12名の実績となっております。そのほかに定期以外の随時通園で15名ほど計上してございましたが、実際には3名程度に収まっています。それから、回数が月2回、週1回、週3回などいろいろな種類あるのですが、その中で回数が多ければ当然単価が高くなるわけです。この回数の多い部分でいけば、例えば、週3回で単価2万8,500円ですが、当初予算では、24回みておりましたが、この週3回の通園者がいなかったことが原因でございます。その部分でいけば、扶助費の通園費助成につきましても、総体で通園回数が減っております。当初744回みておりましたが、実際には240回程度の見込みの数字になってございます。

それから、今後の予測でございますが、現時点で、ここ何年かでは、急激に対象数が増えてくることはない見込んでおりますので、新年度予算におきましても、21年度と比較し、減額した形で計上をさせていただいているところでございます。

それから、事業区分10の自立支援サービス事業費の介護給付費でございますが、これも利用料が減っているところで、人数的には当初50名分を計上しており、人数的には見込みで55名と増えているのですが、件数は600件ほどで計上しておりましたが、現時点で571件程度の見込みであり、234万5,000円の減額。

それから、訓練等給付費につきましても、利用料が減っており、当初15名の180件見てございましたが、現時点で12名の142件を見込んでございます。

それから、17ページでございますが、事業区分12の事務処理安定化支援事業の5事業所でございますが、事業所名につきましては、平取町「すずらん福祉園」、帯広市の「光り園」、北見市の「川東学園」、紋別市の「オホーツク福祉園」、北広島市の「北海道リハビリ」次の新事業移行促進事業でございますが、これは、斜里町の「日の出学園」になってございます。

先ほど16ページの自立支援のほうの介護給付と訓練給付で、答えに漏れがあった内容は、新年度におきましても、大体、同じぐらいの量ととらえてございます。

それから、18ページのひとり親医療費でございますが、この分は12月にも1度補正で、増額させていただいたところなのですが、前回もご説明させていただいたと思いますが、対象になる方が1人なのですが、難病のような形で医療費が急に膨らみ、12月時点で、月24万7,000円ぐらいで、平均を毎月の請求額として、そのまま落ちないで12月請求分で約86万、1月分請求で約72万円の請求が来ておりますので、これらの医療費増を勘案しまして、今回、135万5,000円で追加の補正をさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 議案書19ページにございます5款、労働費の季節労働者生活資金貸付金利子補給に関連しまして、貸付金100万円についてのお尋ねいただきました。これにつきましては、金融機関に対する実質的な預託金でございますが、当初予算どおり100万円を支出してございます。利息もつけて返していただくことになってございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 20ページ、5目、農業基盤整備事業費、経費区分1、19節、経営安定化対策基盤整備緊急支援事業補助金の詳しい内容と件数について、説明をさせていただきます。この事業については、21年度新たにできた支援事業でございます。事業の目的については、土地改良事業における受益者負担軽減対策として、創られております。事業の対象としましては、現在と過去に行われております道営畑総事業の年度でいきますと平成16年度から22年度までの道営畑総事業西地区、東部地区、南部地区につきまして、受益者負担におけます農協プロパー資金の貸付をされた方が対象となっております。現在、平成17年から平成20年までの貸付についてされておまして、件数で申し上げますと西地区19戸、金額2,081万3,000円。東部地区34戸、4,460万円。南部地区20戸、3,263万円。合計で73戸、9,804万3,000円になっております。貸付利率につきましては、農協のプロパー資金でございますが、公庫資金利率を準用しまして、それぞれ17年から20年まで貸付ておりますが、17年が1.85%、18年が1.95%、19年が17年と同じように1.85%、20年が1.75%の形になっております。償還年限でございますが、基本的には最大15年以内。うち3年以内の貸付据え置きでございます。この以内というのは、借りる方がそれぞれ設定できますので、それぞれ借りたい方については、個々に違ってきているということでございます。今回の利子補給について、一応、7年間ですので、21年度から平成27年度までになります。現在、先ほど言いました73戸9,804万3,000円についてですが、これはあくまでも20年度までの貸付でございますが、今後21年、22年は借りた方が、また利子補給の対象になるということですので、よろしく願いしたいと思っております。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 先ほどの工藤議員のご質問の中で、補足をさせていただきたいと思っております。16ページの自立支援サービス事業の中で訓練等給付費の今後の見込みの部分で横ばい程度とお話させていただいたのですが、実は、予算だけを比較いたしますと22年度において大きく増えてまいります。単純に比較しますと大幅に増額になるのですが、その理由といたしまして今、体系移行を予定している「きらきら本舗」が就労支援の形になるものですから、予算上だけ見れば来年度は増えるということでご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 2番、河端です。歳入で、7ページ、地方譲与税の中で今回、地方揮発油譲与税を新しく項目を設定されまして、663万2,000円が地方道路譲与税から地方揮発油譲与税のほうに移行になりましたが、これは以前にあった道路特定財源がこのような形になったと思っておりますが、以前、道路特定財源としては、年間6,000万円ほどあったと記憶しておりますが、それにあたる部分として、今はどの部分が以前の道路特定財源として、充当されていたものが、どのぐらいの金額になったのかお伺いします。

それと18ページ、児童措置費の中で子育て応援特別手当支給事業ですが、これは子ども1人当たり3万6,000円で、予算組みされていたと思っておりますが、今回、468万円

減額になったことは、単純に計算しましたら、130人分、これは支給を申請しなかったのか。それとも当初の見積りが違っていたのか。辞退された方がいるのかお伺いします。

27ページ、職員給与費の中で6節、恩給及び退職年金、これは掛金の率が改正になったとお話ですが、具体的にどのように変わったのかお聞かせをお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 今回の補正につきましては、あくまでも道路特定財源の部分の関係が、地方道路譲与税から新たに地方揮発油譲与税の形で、663万2,000円が振り変わったということですので、いわゆる道路特定財源がなくなったということではないため、影響が出ているものではないとご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま、子育て応援手当の特別手当の関係でご質問いただきましたが、これにつきましては、国の補正予算がらみで、子ども1人当たり3万6,000円で、去年の9月定例議会において、130名分の468万円を補正で計上させていただいたところですが、その後、この事業そのものが国で事業の執行停止になりまして、この事業を取り止めることになってございますので、予算は計上したものの事業は執行されないまま全額を減額補正をすることでございます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 議案書27ページですが、給与費の一番下の欄の退職手当組合負担金のことだと思いますが、これにつきましては708万1,000円の追加ですが、これにつきましては、当初予算でみていた退職手当組合に納める負担率が変更になりまして、率でいきますと一般分が1,000分の170、17%です。それが190に変わった。内訳あるものですからぴったりと細かくいきませんが、その分でおおむね上がった。大体、職員の給料でいきますと月平均3,000万円程度になりますので、それでいくと6百何十万円の形になるのですが、この中に区分がありますので、その区分によって多少、率が違います。往年、その率が170から190に変わったとご理解いただければと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 工藤議員が質問した中で、季節労働者に100万円の貸す資金を訓子府町が持っていると言った件は、過去3年間の実績がゼロであったので、去年3月に廃目にしますと言って、この貸付金制度はなくなったと私は記憶しているのです。まだ、100万円をどこかに積立し、貸付金をやるのですか。やっているのですか。これは、確か廃目になったと思いますがどうですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） この貸付金制度については、ずっと事業として継続していますので、ここで言う100万円は、要するに金融機関へ対する預託金で、要するに金融機関が貸付する時の財源になるものであります。季節労働者の方がこれを借りるわけではない。あくまでも、これを貸付原資として、金融機関に預託するものであるとご理解をいただきたいと思います。金融機関については、町から預託した100万円の3倍額を限度に貸付額として、確保しております。

議長（橋本憲治君） 4番、川村進君。

4番（川村 進君） 僕は耳が悪いのだが、確か、去年の3月に廃目にしますと廃目になっただった。それが金融機関に預託して、そこで借りて、利子補給というものではないはずで、おかしいと思うのだが、議事録を調べて見ますが、確か廃目しますと言って説明あったはずですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 基本的には、先ほどお話ししましたとおり100万円の貸付で、これと同様なものが商工振興費の中に、中小企業のもありますが、それも同じように金融機関に預託してございます。貸付金で預託しているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。先ほど、工藤議員から質問のありました農業基盤整備の関係なのですが、経営安定化対策基盤整備緊急支援事業補助金のことなのですが、説明の中で農協のプロパー資金という話も出ておりましたが、従来は確か農協のプロパー資金というよりも先に基盤整備事業資金とした形の中で、自己負担部分を低利資金に乗せていたと思うのですが、説明によると農協のプロパー資金に対する利子補給をする感じで受け取ったのですが、このプロパー資金は、一般のプロパー資金というのは、一般的に金利が非常に高いということあるのですが、これが何%だったのか。

それから、行政が利子補給、補助を出す時に、同額ぐらいは農協も出すことがよくあるのですが、この辺どうなっていたのか。もう少し具体的に説明いただきたい。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 今のご質問の内容でございますが、土地改良事業の受益者負担については、通常、大体、12月初旬に事業負担を受益者の方から負担していただき、それを道に支払っていく流れになっております。多分、議員が言われたのは、その12月の初旬にお金を支払う受益者から町に負担としていただく部分の、当初の貸付けではないかと思えます。今回の対象については、一応、資料があるものにつきまして、実行日がそれぞれ貸付された日にちが翌年1月25日となっておりますので、12月初旬に貸付た一時的な部分ではなく、正式な貸付と聞いておりますし、プロパー資金についての利率が先ほど説明しました1.75から1.95の利率でございますので、その利率でJAが受益者の方に貸付する。その利率の全額について、今回、利子補給の対象になりますので、貸付金の利息分については、全てこの事業で利子補給する事業でございますので、ご理解していただきたいと思えます。

議長（橋本憲治君） 3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） この農協のプロパーを使った方については、全員ではないとの理解でいいのですか。

議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 細かい部分については、資料をいただいておりますので、その部分を再度確認したいと思います。先ほど説明漏れをしましたが、その前に利息分については、今回の利子補給でございますので、JAが負担している利率は基本的にはありません。借入金の利率については、利子補給を全額されるということですので。理解

していただきたい。詳細については、再度JAに確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 今少し考えていたのですが、先ほどの河端議員の質問で、私が説明した中に職員の月給料が3,000万円程度で2%の60万円と言いまして、頭で計算し、700万円にしたのですが、それに12を掛けて700万円になりますので、月が60万円ということで考えていただきたいと思います。計算が合わなかったと思います。そのようなことでよろしくお願ひします。

議長（橋本憲治君） 9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。まず、7ページの歳入の関係であります。ここで、町税の町民税の個人部分が424万4,000円減額補正になっております。この減の状況は、例えば、対象戸数が増えたのか。個々の金額が減になったのか、その辺をお示しいただきたい。

次のページの教育使用料の関係であります。ここで、区分1、幼稚園使用料、入園料及び保育料、127万2,000円の追加について、説明の中では、預り保育の増との説明がございました。前段で申し上げました町民税の減とこの辺とが微妙に絡んでいるのかどうかを少し懸念しているところであります。例えば、預り保育が増えていることは、その保護者が例えばアルバイトに出ているなど仕事を確保していることなのかどうか。その要因についてわかればお示しをいただきたいと思います。

あと20ページの牧場費の関係であります。ここで、区分7の賃金の関係であります。牧場技能員臨時作業員の賃金減になっておりますが、これは減にできた要因は何なのか。その辺について、お示しをいただければと思います。

それと21ページ、次のページであります。商工費であります。ここで、経費区分3、区分19、負担金、補助及び交付金20万円の減であります。先ほどの説明の中では、新規の利用者減により、低調していることがあったと思います。このことは、要するに商工会会員の経営が安定しているととらえていいのかどうか。その辺の状況をもしわかればお示しをいただきたいと思います。

それと戻りまして、19ページであります。19ページ、塵芥処理費の関係であります。ここの塵芥処理事業、11の需要費、消耗品費で90万9,000円減になっている。これは、ごみ袋の減であります。ごみの量が減っていることなのか。それとも袋の買い置きによる減ととらえていいのか。その辺をわかればお示しをいただきたいと思います。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 7ページの町税でございますが、均等割、所得割共に減額となっております。この要因としましては、予算と当初賦課の状況、それから途中の所得増もございますので、予算との比較ということで、ご理解いただきたい。まず、給与が約600万円ほど減額になってございます。営業所得が約200万円の減。それから農業、その他の所得で、これは雑所得等ですが、これは合わせて100万円ほど増額になってございます。そのようなことで、所得では約700万円近くの減額でござい

ます。ただ、退職所得では約200万円ほどの増となっておりますし、あと、修正申告、それから特別徴収から普通徴収への切り替えで増額になっている部分。それから徴収率が当初99%でみておりますが、前年度並の97.9%にしたことで200万円ほど減額になっており、合わせて所得割で494万9,000円の減額でございます。

それから、19ページになりますが、塵芥処理費の消耗品でございますが、これにつきましては、生ごみと埋めるごみの袋でございますが、予算の段階では、ある程度の在庫を見込みまして、予算計上しておりますが、その在庫の分が多少多く余っていたことで、その分の不用額。それから単価につきましても、従来の業者が倒産しましたので、別の業者になりますと若干単価のアップで見てくださいました。そのようなことで、発注の枚数、それから、単価が減額でございます。ごみの量につきましては、21年度と20年度の比較で、生ごみについては、9トンほど減っているということでございます。あと、燃やすごみ、埋めるごみについては、両方合わせて11トンほど増えてございます。それから、一番大きなごみの量としては、直接搬入分で、去年火災もございまして、その住宅分も一括ここで埋め立てしていることで、直搬分が44トンほど増えていることで、全体的に見ても今言いました火災関係の特殊な部分、これが37トンほどありますので、それでも前年度よりも現時点では増えている状況でございます。

議長（橋本憲治君） 幼稚園・保育園事務長。

幼稚園・保育園事務長（菅野 宏君） 8ページ、12款、使用料及び手数料、1項、使用料、7目、教育使用料の1節、幼稚園使用料の関係でお尋ねをいただきましたので、お答えをいたしたいと思っております。午後の預り保育につきましては、特に、保護者の方が就労していなければいけないという理由付はありません。例えば、隣に遊ぶ子がいないことでも、それは預り保育としてお受けしています。ただ、4時半からの延長保育については、就労している方を対象としています。今回の予算127万円増額になりますが、それはまず、幼稚園の入園料で、1万1,000円。これは4歳、5歳でもはじめて入園される時に、1万1,000円を国の基準に従っていただいているのですが、その部分で1万1,000円の追加になっています。これは転入に伴うものでございます。あと、通常の保育料につきましては、昨年度の予算時期に、保育料の中に給食費を見込んでいまして、たまたま食材、牛乳の値上がりが見込まれるということで、多少、保育料を上げて予算計上させていただきました。結果的に予算を執行する段階で上げず15円を10円に抑えて執行したことにより逆に保育料が、多少減額になってございます。あと預かり保育につきましては、当初大体76.5名で計算をしてございました。結果的に全員が預り保育を希望されたことで、金額的にも大きく110万4,000円が増えてございます。それから4時半からの預り保育も当初月平均17名、3,000円の12ヵ月分ですから、61万2,000円でみていましたが、その部分でも多い時期で37名、少ない時では19名とむらがありますが、平均的に増えまして33万6,000円の増になっております。それらのことによって、今回増額をさせていただく額が127万2,000円ということになってございます。よろしくお願いたします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 議案書20ページ、牧場費でございます。ここで、賃金の減額についてのお尋ねをいただきました。今回、余った賃金の減額分につきましては

は、時間外手当であり、これにつきましては、特別何かをうんぬんしたことではございません。長時間の時間外を要する作業が少なかったことをご理解をいただきたいと思ます。

それと21ページの商工費の商工業振興費の中にあります中小企業特別融資利子補給補助金20万円の減についてのお尋ねでございますが、この資金需要が必ずしも町内の商工業者の経営実態などを表していることは一概に言えないことをまずご理解の上、お聞きいただきたいと思ますが、今回、例年に比べますと例えば、運転資金で言えば2件、設備資金で言えば1件、合わせて3件の資金需要しか今のところはございません。このようなことがなぜかという背景を金融機関の方ともお話しした経過がございますが、傾向としては、受注が減少している。従って、投資する必要も出てこないのが現状でないかとお話をされていまして、まさにその傾向にあると思ます。ただ、先ほど言いましたように、必ずしもこの資金需要がすべてを意味するものではないとご理解をいただきたいと思ます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。歳入で11ページの商工費道補助金、緊急雇用創出推進事業補助金で中学校臨時講師とありますが、これはどのような内容なのか詳しく教えてください。

それから次のページの12ページの6項、ふるさとおもいやり基金繰入金の中で7つの分野に分けられていますが、それぞれの金額を教えてください。

それから、17ページ、経費区分7の高齢者在宅サービス事業で、それぞれ増減がありますが、その内容と実数を教えてください。

それから、19ページの経費区分1の特定健診、町民健診のそれぞれ減がありますが、受診率何%ぐらいか。その実数を教えてください。

以上です。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 議案書11ページの商工費補助金の関係でお尋ねをいただきました。今回、補正しました緊急雇用創出推進事業補助金につきましては、訓子府中学校の臨時講師に係る分でございますが、不幸がございまして6ヵ月間、10月からの雇用になったことがございました。新規雇用ということで、道といろいろ協議した結果、今回のこの補助金の対象となったことで、歳入として、計上させていただいたものでございます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（山内啓伸君） 12ページのふるさとおもいやり基金の繰り入れ先の金額でございますが、まず、訓子府小学校耐震工事関係で50万円、きらきら本舗運営補助金関係で40万円、徐排雪サービスで10万円、訓高教育振興会議交付金関係で8万円、文化スポーツ奨励記念品関係で5万円、図書購入関係で10万円、最後、元気なまちづくり総合補助金関係で17万円でございます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 17ページの高齢者在宅サービス事業の内訳でございます。まず、配食サービスですが当初1,211回で8万8,000円を計上してござい

ましたが、見込みとして1,582回で110万8,000円でございます。

それから次に、ホームヘルプサービス事業の26万3,000円減の内訳ですが、当初予算では、132回で37万円を計上してございましたが、現状の見込みでは36回で10万7,000円程度であります。

それから次の訪問サービス事業の4万1,000円の減ですが、当初144回で9万6,000円を計上してございましたが、見込みで108回の5万5,000円です。

それから次の移送サービスの19万6,000円の減ですが、当初、516回で283万2,000円を計上してございましたが、最終的には444回の263万6,000円で見込んでございます。

それから、災害弱者装置設置撤去で14万6,000円を追加してございますが、これは、当初、設置と撤去で7台の30万3,000円ほどを計上しておりましたが、今の見込みで設置が10台、撤去が11台、合わせて44万9,000円の見込みでございます。

それから、次に、19ページ、健康診査事業の特定健康診査33万8,000円の減と町民健康診査36万4,000円の減については、受診率とのお尋ねでございましたが、この部分は、特定健診とは言いながら、町が拡大し実施している部分で通常特定健診は保険者が実施する45歳から74歳までを対象とするものでございますが、この部分は保険者である国民健康保険特別会計に計上してございます。ここに計上しておりますのは、町が独自に拡大をしております30代、それと一部生活保護受給者で、当初、その対象の10%程度として、ここでは30代と生活保護合わせて67人を計上してございましたが、実際には受診者が20人で、最終的に14万4,000円程度になることで減額補正をしてございます。

それから、次の健康診査につきましては、75歳以上の後期高齢者を対象にしてございまして、当初見込みでは100人程度で予算計上してございましたが、30人程度の見込みで15万6,000円程度になることで、36万4,000円の減でございます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

1番、佐藤静基君。

1番（佐藤静基君） 1番、佐藤です。8ページをお願いいたします。1件目は、民生使用料の中で、温泉施設の使用料の件ですが、51万7,000円の減は、利用人数の状況としては、どのような状況でこのような原因が発生するのか。

それとその下の農業使用料の中の牧場使用料がおかげさんで261万ほど増額になっておりますが、この件について、この間の説明では、延べ何頭ではなく、例年と比較しやすいように、実質入牧数が牛で何頭、馬で何頭、そのほか何頭の表現で説明をお願いしたいと思います。この件だけお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） まず、温泉施設の民生使用料減の状況なのですが、これにつきましては、基本的に決算見込額で、今回、減額補正をさせていただいたものでございます。昨年からの状況で申しますと昨年の年間利用者が約4万9,800人ございました。今年1年間の見込みとしましては、今現在、4万167人。今、見込みとしては、4万320人。年間としては9,000人ぐらい減っている傾向になっていると思っております。昨年もお話に出ていましたが、やはり北見市の温泉関係の影響が顕著に表れてい

るものと理解してございます。

それと牧場使用料の件でございますが、種類ごとの頭数は、今手持ちの資料ございませんで、頭数のみ具体的に申し上げたいと思います。牧場の使用頭数を年間延べ頭数で言いますと8万2,500頭、当初予算で見込んでございました。それが実際には、10万8,702頭。これを開設日157日で割り返しますと当初予算で525頭を見込んでいた。それが692頭ですから、167頭増えたこととございます。これはあくまでも年間の開設日数157日換算での頭数あることをご理解をいただきたいと思ひます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

5番、小林一甫君。

5番（小林一甫君） 5番、小林です。19ページお願いいたします。留辺蘂町外2町一般廃棄物広域処理負担金についてお伺いいたしたいと思ひます。これは決算見込みでありますので、金額的には問題ないと思ひますが、昨年、本町で搬入した量と20年度と比較して量の違いが今お答えできれば教えていただきたい。

それと21ページ、有害鳥獣駆除事業、エゾシカ^{ざんし}残滓処理業務、15万5,000円減であります。これも昨年と比べ、どのくらいの頭数減ったのかわかれば教えていただきたい。

以上です。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（平塚晴康君） 19ページの留辺蘂町外2町一般廃棄物広域処理負担金関係の、ごみ量でございますが、21年度の2月末と20年度の2月、同時期でご理解をいただきたいと思ひますが、まず、収集車で収集した部分でございますが、21年度12万4,050kgでございます。21年度は12万1,360kg、3,190kg増加してございます。そのほかに直接搬入しているものもございまして、その中の埋めるごみと粗大ごみがありまして、埋めるごみで申し上げますと11万4,440kg。それから20年度は7万110kgで、これは大幅に増加しておりまして、4万4330kgほど増えてございます。それから、直接搬入でございまして、粗大ごみ、これは木やそれからたんすなどでございまして、埋め立てるよりもリサイクルする分がございまして、その分の粗大ごみですが、これが4万4,110kg。そして20年度が2万5,480kgで1万8,630kgほど増えてございます。それから収集で少し漏れましたが、町の収集で行う粗大ごみの分ですが、これが21年度、1万1,260kg。そして、20年度が1万2,270kgで、これは1,010kgほど減となっております。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

農林商工課長（佐藤正好君） 議案書21ページの林業振興費に出てございますエゾシカ^{ざんし}残滓処理業務についてでございますが、昨年との比較ですが、大変申し訳ありません。昨年の数字持ち合わせてございませんで、今年につきましては、1頭の実績でございますが、この額をもとに減額補正をさせていただきました。

それとあと先ほどの佐藤議員の温泉保養センター使用人数関係でございますが、訂正をさせていただきますと思ひます。昨年の4万9,799人に対して、今年の見込みでございますが、4万9,347人で、この1年間で452人ほど減る。ひと月当りにすると3

7人ほど減っていることでございます。訂正させていただきます。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。ここで、午後2時25分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

先ほどの質疑において、答弁漏れがありましたので、発言を許します。

農林商工課業務監。

農林商工課業務監（村口鉄哉君） 一般会計補正予算、20ページ、経費区分、農業基盤整備事業についての説明内容でございます経営安定化対策整備関連緊急支援事業補助金関係でございますが、再質問いただきましたプロパー資金の利率内容でございますがプロパー資金の相殺としまして、農業基盤整備関連資金でございますが、貸付利率が先ほど説明しましたとおり各年で違いますが、1.75%から1.95%の間の利率です。その利率の全額について、この事業によって利子補給することですので、町もしくはJAで利子補給分があるというわけではないことで、ご理解をしていただきたい。

それと先ほど小林議員から質問を受けましたエゾシカ^{ざんし}残滓の昨年度の頭数でございますが、12頭でご理解していただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 次に、議案第5号の質疑を許します。議案書32ページでございます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは、国保関係の補正に係わる質問をしたいと思います。1点だけですが、ページでいきますと36ページになります。36ページの一番下段になりますが、8款の保健事業費、歳出の中の保健事業費ですが、この中の13節の委託料、これは、先ほどの前段の一般会計の関係でも若干ふれていますが、この特定健診業務に係わる173万4,000円が減になっている問題ですが、当初予算でいけば、確か450万円余りの予算を計上して850名の対象で予算組みがされているのではないかと思います。それから考えましても非常に減になった数字が大きいと思います。これについてのまず実数とこの結果を受けて、次年度に向けてどのような話し合い、協議により、どのようなことを考えられたのかお聞きしたいと思います。1つは、やはりこれは国保の問題と非常にかかわる内容であると思います。いわゆる国保の財源補てんに対しての一般会計からの繰り入れがある。いろいろな問題があるとも言われている中で、その大きな要因となっている医療費の高騰の問題。これを未然に防ぐ、予防する観点からも、町の保健業務は、非常に大切になると思いますが、その点も多々含め、どのような総括として、話をされていたのか。実数字と今言ったその後の結果を受けて、どのような検討をされているのかお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（八鍬光邦君） まず、金額のお話で減額が大きく、当初予算に比べるとどのような数字になったかとのご質問ですが、当初、議員の言われたとおり補正前は456万8,000円、850名との見込みで予算を立ててございます。実数は最終的に520人。330人の減になりまして、最終的な金額は283万4,000円で終わった。その差し引きが173万4,000円でございます。平成20年度につきましては、年3回の特定健診を実施してございましたが、平成21年度につきましては、少しでも多くの受診を図るため、時期的もばらしたと言いますか、いろいろな時期に受診しやすいようにと検討をしまして4回、21年は6月、7月、11月、1月に実施してございます。年度当初にアンケート的なもので、受診を勧奨する郵便を出したり、2回目、3回目以降も電話等で勧奨を続けておりまして、10月頃には確か農協のFAXも利用させていただき、受診を勧奨しました。1月の最終時にも再度受けられていない方に電話連絡をしたり、できる限りの努力はさせていただいているつもりなのですが、結果では、人数が伸び悩んだ。先ほど、西山議員からの一般質問時にありましたが、受診率で申し上げますと今の段階で30.19%ぐらい。この数字は、4月1日現在に国保へ入っている人や1年間ずっと加入している人などにより、分母が多少変わったりしますので、少し正確な数字とは言えないのですが、30.19%が今つかまえている数字でございます。次年度に向けてということでしたが、内部では、その度に健診の仕方を反省しながら対応しているわけですが、次年度におきまして、ひたすら勧奨に努めるしかないと考えておりますので、苦しい答弁ですが、ご理解いただきたいと思っております。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。次に、議案第6号の質疑を許します。議案書38ページでございます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第6号の質疑を終了いたします。次に、議案第7号の質疑を許します。議案書42ページでございます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第7号の質疑を終了いたします。次に、議案第8号の質疑を許します。議案書46ページです。ご質疑ございませんか。

8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。51ページの成年後見人報酬助成金ですが、町としては、該当者がいるかどうか。その実態把握をできているのかお伺いします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 「成年見制度の該当者がいるか」についてのお尋ねでございますが、実際、成年後見制度を利用されている方は、多分いると思うのですが、その部分が実際に何人受けられているかは、正直わかりません。それと対象になる方につき

ましては、多分、認知症が著しく進んでいる方などがほとんど対象になると思います
が、そのような部分でも認知症を持っている方が、どの程度いるかとの実態も正直つかめ
ていないところもございますので、平成22年度からは、また新年度予算の中でいろいろ
とご提案をさせていただきたいと思っておりますが、そのような部分の実態を把握できるよ
うな形、システムづくりも必要と考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 8番、西山です。確か昨年でしたか全町民に認知症のパンフレ
ットをいただきました。その中に確か、訓子府町の認知症該当者が20人程度と確か入っ
ていたように記憶しているのですが、今まで、認知症の方たちの実態把握は、1度も行っ
たことはないのでしょうか。それと検討されたことはないのでしょうか。その20人はど
こからの数字が出ているのかお伺いいたします。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 申し訳ございません。そのパンフレットの20人という
数字について、私は記憶にないのですが、20人という数字があるとしたら、多分、全国
的な統計的な数字がございます。そこから高齢化率や人口など、そのような部分で割り返
した数字だと思います。そこら辺とこの実態というのは、多分、1度つかんでも、毎年とい
うよりも、極端に言えば、日々状況は変わると思われますので、その面でも今、正確な数字
は申し上げられないと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。50ページであります。50ページの総務
費、認定審査会費であります。この認定調査費、15万7,000円の減になっておりま
す。先ほどの説明の中では件数の減だったと思うのですが、例えば、介護認定の基準が変
わったことによる件数の減なのか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それと51ページであります。51ページの特定入所者介護サービス費、400万円減
の数字になっています。この部分について、例えば、実際に何人がどのような形で、当初
予定からの減という数字になっているのか。その辺をお示しいただきたいと思えます。

以上であります。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長

福祉保健課長（佐藤純一君） まず、50ページの認定調査の件数の減でございま
すが、数字的にいけば、当初予算でみたのが197件見込んでおりましたが、実際、163
件の見込みでございまして。これは、制度が変わったことによるのかとお尋ねでございま
すが、答えから言えば、そうではない。心配な高齢者の方が相談に来られた時、介護状態
になる状況であれば認定調査を行いますし、その上で制度が変わったのであれば認定審査
会の中で、基準が変わり認定されないことは場合によってはひょっとするとあるかもしれ
ませんが、調査そのものが制度によって落ちたというものではないと思っております。

それから51ページの特定入所者介護サービス給付費、400万円の減でございま
すが、これは制度的に施設入所者への食費とか居住費の補足的給付でございまして、これ
を数字が、人数で申し上げますと例えば、施設の部分でいけば、50ページの2款、1
項、5目で施設介護サービス給付費が、2,900万円ほど減になってございまして。これ

は例えば、特養の予算では50人入所者みていましたが、49人に減った。老人保健施設が10人から8人に減った。療養介護施設が14人から12人に減り、この3施設合わせて年間でみますと当初76名みていたところを69名の結果になったことで、これを給付の日数に直しますと補正前2万3,355日計上してございましたが、利用者が減ったことによりまして、1万9,943日の見込みとなったことをご理解いただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第8号の質疑を終了いたします。次に、議案第9号の質疑を許します。議案書52ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第9号の質疑を終了いたします。次に、議案第10号の質疑を許します。議案書57ページでございます。

ご質疑ございませんか。

7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。1点だけお聞きいたします。58ページの収入と支出のいわゆる収益的収入及び支出の中の支出部分です。その中の款項目でいきますと営業費用の中の原水及び浄水費の中で、節でいきますと手数料、270万円が減額されていることになっていますが、これも先ほどの説明の中でもあったのですが、いわゆる水質検査手数料なのですが、変更になった内容をもう少し詳しい説明と特別差し支えなかったのかどうか。水質の問題と経過も含めてお答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいま、手数料の水質検査の関係でご質問がございました。これにつきましては、平成20年度までにつきましては、北見市企業局に水質検査を依頼しておりました。北見市の業務量が増となるため、訓子府については、ほかに水質を依頼していただきたいと断られたものですから、今、水質につきましては、公共団体または厚生労働省に登録した検査機関で水質検査をやることになっております。これについては、水道法で定められておりますが、それで平成21年度からは、もっとも近く安価で迅速に対応できるというところで、釧路町に本社を置く、環境コンサルタント株式会社に平成21年度から依頼しております。北見市に支店がございます。訓子府まで取りに来て、サンプルなどを取りに来ていただけることで、今の中では、最も近くて安いところと考えております。

以上です。

それと先ほど説明に漏れがありましたが、変更したことにより、水質検査機関に問題ないかとのことですが、これにつきましては、厚生省で認可している機関でございます。それと水質的にも問題ないと考えております。

以上です。

議長（橋本憲治君） 7番、工藤弘喜君。

7番（工藤弘喜君） 答えと説明され、わかったのですが、基本的には企業局に依頼し

ていた分と検査項目も含め、基本的には変わっていないのは確認されていることによろしいでしょうか。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 水質検査につきましては、国で定めている検査項目がございます。それにのっとり検査をしております。検査項目、回数等につきましては、以前、北見市企業局でやっていたのと同じ回数をやっていますので、問題ありません。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、河端芳恵君。

2番（河端芳恵君） 今の検査の件なのですが、今までは、ホームページ上から水質検査の記録として、残留塩素などいろいろな項目がありますが、同じように今、検査項目をホームページから見ることはできるのでしょうか。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいま、水質検査でホームページで閲覧しているので、登録は今も行っております。

以上です。

議長（橋本憲治君） 8番、西山由美子君。

8番（西山由美子君） 西山です。資金的収入及び支出の支出の部分で固定資産購入費、メーター器・メーターボックス、50万円減とありますが、これは各個人宅にある水道料金メーターのことなのでしょうか。この50万は何戸当りの価格なのか。このメーター器に関しては、例えば、故障などの点検は定期的に行っているのかお聞きします。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） ただいま、資金的収支の支出でございますが、メーターボックス50万円の減についてのご質問でございます。これにつきましては、メーター器、メーターボックスの減額でございますが、ここでみているのは、新規分のメーターの数でございます。新たに住宅を建設して、それに対するメーター器、メーターボックスの設置台数でございます。金額的には、口径によって違うのですが、13ミリで1万1,500円、50ミリは、今回実績がなかったですが見積り段階でいくと11万円の金額で、その口径により、金額は変わっております。それとは別にメーター器は、8年に1度、更新をしております。それは、計量法に基づきまして、8年に1度、取り替える形でございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

水道課長。

水道課長（竹村治実君） それと故障の点検につきましては、連絡をいただいて、その都度行っております。それと合わせて8年に1度の更新でございます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第10号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございますか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 今、項目が見当たらないのですが、公営住宅敷金に対し、700万円を超える利息がついた。この利息の使い道について、町は、どのように使うかと条例制定しているか。そして、公営住宅敷金であれば、これは、他に使うべきではなく、公営住宅の入居者たちが、生活困窮で使用料を払えない連中もたくさんいます。その者が救われる。そのように使われるのが筋であり、この利息は敷金を納めている者に配当などで返さなければならない金だと思います。どのように使えるのか。条例はどうなっているか。今回、この基金に積み立てることは反対いたします。これは正常な考え方であれば敷金を払っている者に配当金で出すか、もしくは、使用料を払えない者に対し、助成し、互助会的な要素として、その者たちに貸し与えるか、何かの処置をしなければならない金だと思います。町が勝手に使うべきではない。従って、この積み立ては大反対です。

議長（橋本憲治君） 川村議員に申し上げます。討論でお願いしたいと思います。議案第4号の中ですか。

川村議員、12ページの一番後ろの町預金、770万円追加のことですか。公住敷金の関係ですか。

4番、川村進君。

4番（川村 進君） 質問の仕方が悪くて申し訳ありません。12ページ、諸収入、町預金利子の770万円を追加することについてです。この使い道です。これは、先ほど言いましたように、町の金ではなく、私も公営住宅に入り、敷金を2ヵ月分納めております。その者たちに使われるのが当然であり、町の基金に積み立てし、へんちくりんなものに使われ、道路をつくられては困りますから、これは当然、公営住宅住居者の生活困窮、いろいろな者に使われるのが当然であり、どのような使い道になり、条例が制定されているかの説明と新しい使い道を考えていただかなければいけないと思うので、反対いたします。

議長（橋本憲治君） 議案第4号の反対討論がありました。これに対しまして、次に、賛成討論の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 9番、上原です。今、川村議員から先のような個人所有との主張がありました。当然、公営住宅に入る時に一定の約束事の中でそれらも含めて、例えば、敷金を一定の基準で納めていることでもあります。あくまでも、切り離せば個人のものでありますが、それらを含めて、約束事の中で、入居していただいている点からしますとこれらは公的なものであり、町の財産として、それは適正な処理がされていると認識しておりますし、そのような意味では、これらについての提案は何ら問題がないと思っております。そのような意味で、この議案については、賛成をいたします。

議長（橋本憲治君） 1人1回です。次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番、山本朝英君。

3番（山本朝英君） 3番、山本です。この件につきまして、前段、上原議員から説明があったように、私も全く同感でございますし、説明の中で、この財源については、公営

住宅の管理等々に使いたいということですから、当然、管理は行政がやっていかなければならないということですので、この案件については、反対討論はありましたが、そのようなことで私は賛成の意見とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） 次に、反対討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 次に、賛成討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。まず、討論のあった案件から採決をいたしたいと思います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

討論のなかった案件については、一括採決をいたしたいと思います。

議案第21号、議案第28号、議案第36号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号、議案第28号、議案第36号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号は、いずれも、原案のとおり可決されました。

ここで、3時15分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

町政執行方針、教育行政執行方針、新年度予算関連議案、新年度予算議案、
各議案の提案理由の説明

議長（橋本憲治君） 日程第15、菊池町長から町政執行方針、山田教育長から教育行政執行方針がありますので、この際、発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） 平成22年度の町政執行方針を述べさせていただきます。お手元の印刷されているものがありますので、お開きをいただきたいと思います。

実は、これを読み上げる前に一言ご挨拶と言いますか、付け加えさせていただきますと思います。

町政執行方針は、一般質問の項目にも入ってきますので、できるだけ早く各議員の皆様のお手元にお届けしたいとの思いで、切り上げてお渡ししているところでございます

が、特に、今年度はどうしても触れておきたかった点が1点ございます。それは、本町は、平成18年1月に合併法定協を解散し、新しい執行体制に翌年の19年から私が町長として、その役を担うようになりました。同時に合併新法が、この3月31日をもって閉じるようになっておりますので、政府がどのような見解を示すか私は大変心待ちにいたしておりました。そのことの一文をこの町政執行方針に加えさせていただき、今年度事業の中身に入りたいと思っておりましたが、つい数日前、総務省がこの5日、平成の大合併について終了宣言をしたことが報道になりました。すなわち、1999年以来、およそ10年何ヵ月にもわたって、行われてきた平成の大合併の終了したことを総務省は宣言したのでございます。そのことは、結果として、道内の市町村数が99年3月末の212市町村から179市町村に減少し、全国では3,232市町村から今年3月末時点で1,730市町村になりました。ほぼ半減になった状況でございます。このことから申しても、特に、村の数ですが、568村から187村に大幅減少した状況でございます。総務省の評価では、合併によるメリットとして、多くの合併が市町村において、行財政基盤が強化されたとの評価が出ておりますが、一方で、そのデメリットの具体例として、3点ほど整理をしております。

1点目は、旧役場の支所、出張所による住民サービスの低下が起こった。

さらに2点目は、個人や団体に対する助成金の削減、廃止が目立った。

3点目は、旧市町村地域の伝統、文化、歴史的な地名の喪失などがあった。

総務省は、この評価として10年間の平成の大合併の評価を行ったところであります。

今後においては、自主的な市町村合併や広域連系を支援していくのだという方針を打ち立てられました。私自身は平成19年の5月1日から町政を担い、総務省も指摘しておりますように行財政基盤がいかに自立の道を歩みながら、どちらの選択をしても町民の福祉や教育あるいは産業政策を後退してはならないとの思いで、この3年間あたってきたのが私自身の決意でございましたし、そしてまた、一人ひとりを大切にする町政をこの厳しい状況の中で、財政健全化とあわせて地方自治の本旨でありますこうした福祉、教育、産業政策を後退させない努力を議員の皆様方あるいは町民の皆様方と今日に至るまで行ってきた思いで、この今年度の町政執行方針を読ませていただきます。

平成22年度は私にとりまして、町政を担わせていただき1期目の最終年になる年度であります。

町民の皆さまと「お約束」をしたマニフェストに加え「町長給与引き下げ」と、当面「副町長を配置しない」ことを含め総仕上げの年と考えております。

平成19年に町長に就任以来、毎年厳しくなる社会情勢や町の財政状況の中にあって、終始一貫「みんなで創る訓子府の元気」を考え、「訓子府の底力でふるさとの未来をひらく」ために、憲法や地方自治法の本旨に基づく「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」ことを基本理念とし、町政を推進してまいりました。

この理念に基づき公約で掲げておりました事業など、町議会の皆さまを始め、町民の皆さま並びに関係各方面からのご支援、ご協力を賜り、現在進行中のものも含め、着実に実行し、その成果が形になってきていると自負しているところであります。

平成22年度の事業執行にあたりましては、平成21年度からの繰越予算で執行する事業も一部入っておりますが、前段で申し上げた「町民こそが主役」「町民福祉の増進を図る」

考えは変わりませんので、今後さらなるご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、一昨年のアメリカ発の「グローバル恐慌」、リーマンショックに端を発する金融・経済危機に伴い、国内の経済や雇用を巡る環境は極めて厳しい状況となっており、特に地方自治体・行政の現場にも様々な形で影響を及ぼしております。

さらに、平成22年度は、昨年夏に誕生した民主党を中心とする政権が「コンクリートから人へ」のスローガンの下、公共工事など企業向けを中心とする予算から家計への支援を中心とする予算へ配分構造を変えつつあり、その結果、子ども手当の創設を始め、公立高校の授業料無償化、農業の戸別所得補償制度、高速道路の一部無料化などにより予算が増額される一方で、農業基盤整備や各種道路整備などの公共事業関係予算の大幅な減少が見込まれております。

北海道におきましては、平成21年は定額給付金やエコポイント制、エコカー減税など耐久消費財の需要を押し上げる効果があったものの、日照不足などの天候不順により衣料品・食料品等の需要に影響を及ぼしたほか、ボーナスの減少などで、足下の所得環境が悪化していることがマイナス影響を与え、実質的には個人消費は伸びず、道内での景気の回復は実感することができない状況にあります。

本町では、平成20年度以降のおおよそ5億5千3百万円に及ぶ国の景気浮揚対策交付金などにより数多くの公共事業を実施し、平成22年度におきましても繰越予算で経済的にはその影響が事業効果としてあらわれております。

昨年の政権交代により各種制度が不透明であることに加え、本町の予算で大きなウエイトを占める地方交付税も平成22年度当初予算では増額計上していますが、依然不安定で不透明な状況があり、今後も厳しい財政状況にあると言えます。

このようなことから、平成22年度の町政執行につきましては、全体的には財政健全化戦略プランの着実な実施を図りながら、町民の皆さまの声に耳を傾け、同じ目線に立ちながら、町民参加、参画型のまちづくりの具現化に引き続き努めてまいります。

厳しい財政状況ではありますが「町民の誰もが住み続けることができる心やさしいまちづくり」の実現に向けて、今後も町民の皆さまとともに歩み、住民福祉の向上に向けて、公約に掲げております7本の柱を中心に本年度の施策を進めてまいります。

第1に「町民ひとりひとりの知恵とパワーで訓子府の未来を決めます」についてであります。

私は、町長就任以来一貫して「町政の主役は町民の皆さま」であることを基本として町政を執行してまいりました。この考え方の基本は平成22年度においても変わることなく、町民の皆さまと共に町政を進めてまいりたいと思います。

その一つの事業として「みんなのふるさと懇談会」(略称：ふる懇)や「夜間町長室開放」で町民の皆さまからのお話を聞くこととなります。今までにふる懇で12回、夜間町長室で32回、合わせて延べ284名の町民の皆さまから貴重なご意見やご提言をいただいたところでございます。加えて、平成21年度では、まちづくり懇談会を3会場で実施し、87名の皆さんにご参加いただき、町の財政推計などを説明し意見を伺うなど町民の皆さまの目線に立って町の事業や業務に活かしているところであります。ふる懇や夜間町長室開放では、町内会や実践会に限らず、個人はもとより少人数の団体やグループなど広

く対象としておりますので、本年度も多くの町民の皆さまからお話しをお聞かせ願いたいと思っております。

また、平成20年度から「地域担当制」を実施し、各地域で行われる行事などに参加してきたところであります。地域の皆さんにはご理解とご協力をいただき、おかげさまで少しずつではありますが地域とのコミュニケーションを図ることで担当職員の意識はもちろんのこと、地域の皆さんとの信頼関係を築くことに大きな効果があったと感じているところであります。本年度も引き続きこの制度を実施してまいりますので、今後ともご活用ご協力をお願い申し上げます。

平成20年6月に、まちづくり委員会を立ち上げ、毎月1回の委員会開催や先進自治体の視察研修などを行っており、その活動内容は月報「まちづくり委員会」として町民の皆さまにお知らせしてきているところであります。

この委員会は、町政に対する町民の皆さまの関心を高める必要性から、町民の皆さまの意見を多くいただく場として、酪農学園大学の河合博司教授をアドバイザーに迎え、町民の皆さまを中心にまちづくりの議論を進めてきたものであり、この委員会は一応の区切りとして、この3月をもって終了いたしますが、「自治(まちづくり)基本条例」につきましても、新しく「住民参画ビジョン策定事業」の中で検討組織を立ち上げ住民参画の仕組みづくりとしての議論を進めることとしております。

まちづくりの重要な位置を占める地域自らの活動を支援する「町内会・実践会活動費補助金」や「地域住民自治活動振興補助金」、住民グループや団体などが自ら取り組み、地域福祉の充実や地域活力の向上などにつながる事業に対して支援する「元気なまちづくり総合補助金」などにつきましても継続してまいります。

第2に「安心して暮らせる福祉の町をつくります」についてであります。

近年福祉に係る制度が目まぐるしく変わり、加えて社会状況や財政状況が厳しい中であっても町民の皆さまが住み慣れた地域で元気に安心して暮らせることがまちづくりの基本であります。福祉行政を進める上で、地域や福祉団体などと連携し、共に支え合う事が必要であります。

まず、福祉の拠点となる総合福祉センター「うらら」の機能を活用し、各種健康診断、健康診査、健康教育を引き続き実施し、多くの方が気軽にサービスを受けられるよう、環境や相談体制の充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の方が交流と親睦を深め、健康増進、研修会への参加など自主的な活動を行っている老人クラブ連合会への補助を継続してまいります。

また、多年にわたって社会に寄与してこられた高齢者の方々を敬愛し、長寿を祝う「敬老祭」につきましては、喜寿や米寿といった節目の方を招待し、参加者同士が飲食を共にしながら歓談、交流をしていただくよう開催方法を見直してまいります。

一人暮らしなどの在宅高齢者の方が安心して暮らせるよう「配食サービス事業」の拡充を始め「愛の声かけ訪問事業」や「除排雪サービス事業」、「ホームヘルプサービス事業」、「移送サービス事業」などにつきましても継続して実施していくほか、在宅で介護を受けている高齢者やその家族の経済的、精神的な負担の軽減を図るため「ショートステイサービス事業」や「家族介護用品購入費助成事業」など、一層の充実を図ってまいります。

さらに、新規事業と致しまして高齢者の支援に必要な実態の把握と高齢者や障がい者の健康状態を記録したキットケースを常備し救急体制の拡充に向けた「高齢者緊急医療情報キットケース配付事業」を進めてまいります。

また、第4期訓子府町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、安心して地域で生活できるよう相談体制の充実を図り、地域包括支援センターが中心となって必要な情報提供や相談援助を総合的に行う体制を整備していくほか、高齢者の権利が侵害されることがないように権利擁護体制の整備に努めてまいります。

次に、障がい者福祉であります。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように「介護給付費」や「訓練等給付費」などの支援事業を継続していくほか、市町村ごとに実施する「コミュニケーション支援事業」、「移動支援事業」、「日中一時支援事業」、「障害者外出支援サービス事業」などについても引き続き実施してまいります。

また、障がいを持つ人の交流の場である地域活動支援センターを運営しているNPO法人福祉サポート「きらきら本舗」は、運営に対する北海道からの補助金が大幅に減額されることから、本年度より新たに就労継続支援事業所に移行するため、喫茶たんぼの軽食喫茶や配食サービスなどの事業が継続できるよう支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、第2期訓子府町障がい福祉計画に沿った各種の施策を進めてまいります。法改正などの動きを見ながら、その時々の変化に対応できるよう柔軟に進めてまいります。

次に子育てに関する施策でございます。

少子化が進行する現在、子どもを産み育てることの悩みや不安を少しでも軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、子どもが健やかに成長できるような町づくりを考えております。そのために、主に未就園の子どもと家庭に関する総合的な相談・支援の拠点となる「子育て支援センター」を現在のあさひ保育園を改修し、早期開設に向け準備を進めてまいります。このことによりまして平成22年度から保育園1ヶ所、幼保一元化による4・5歳児を対象にした幼稚園、前述した子育て支援センターが協力して子育て支援や幼児教育を進めてまいります。

また、児童生活館のプレイルーム天井や壁の劣化が激しいことから天井や壁の塗装を実施してまいります。

そのほか、乳幼児健康診査や各種予防接種の充実、むし歯予防教室など従来からの事業を継続するとともに、妊婦健診、超音波検査の充実により妊娠、出産にかかわる負担の軽減を図ってまいります。

保健活動・医療関係につきましては、健康づくりと予防に重点をおきながら、各種検診事業や育児支援、さらには育児相談や健康相談にも積極的に取り組んでまいります。特にがん検診では、子宮がんと乳がんの無料枠の拡大を図るほか、肺がん検診の精度が飛躍的に高いヘリカルCT検診を新規に取り入れるとともに、専門医による講習会を開催してまいります。

また、昨年度から町独自で脳せきずい液減少症などの対象疾患を拡大した「特定疾患患者等通院費助成」や「精神障害者等通院費助成」、「訪問看護利用者交通費助成」を継続してまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、その現状を昨年12月のまちづくり懇談会でも

説明しているところですが、増え続ける医療費等により国保財政は大変厳しい運営を強いられており、昨年同様一般会計からの繰り入れによる対応を余儀なくされております。今年度は、国保税の税率改正などを含め国保会計の原則である独立採算性に鑑み費用負担のあり方について検討してまいります。

また、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計についても健全な運営に努めるとともに、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費、乳幼児等医療費などの助成事業を継続するほか、新しく子ども手当も助成してまいります。

本年度も町民の福祉向上に全力で取り組んでまいります。地域福祉の中核である社会福祉協議会や訓子府福祉会、各種福祉団体はもとより、町民の皆さまのご理解とご協力が不可欠でありますので、より一層のお力添えを賜りたいと考えているところであります。

第3に「子どもたちが元気に育ち、明るく学ぶ町をつくります」についてであります。

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つことは町民みんなの願いであります。そのためには、教育関係団体はもちろんのこと、家庭、地域が一体となって環境づくりに積極的に取り組んでいかなければなりません。

子どもの成長過程で、幼児期におとずれる一番大切な情緒を育むための教育として、図書館で行われている「読み聞かせ」や「子ども映画会」、図書の貸出サービスの拡充、読書熱を高めるための各学校への移動図書などについて継続して実施するとともに、絵本作家を招いて読書活動推進講演会を実施してまいります。

幼児保育では、平成20年度にひので保育園を廃止、平成21年度末をもってあさひ保育園の廃止を行い、くねっぐ保育園に統合することになりました。それに伴い平成21年度で保育園の増築工事を行っており、保育園の定員増や入園条件の拡大などを図ってまいりました。さらに、調理室の暖房、衛生面の改善を図るため食材搬入口の整備を行うなどきめ細かな対応を図ってまいります。

幼稚園では、障がい児保育補助員1名の継続配置を行ってまいります。

学校教育につきましては、子どもの個性を大切にした指導を推進するため、道費負担による教職員の加配を始め、本年度から居武士小学校も加え、小中学校各1名ずつ町費負担の臨時講師を配置し、きめ細やかな対応を図ってまいります。

また、特別な支援が必要な児童生徒への適切な指導及び必要な支援を図るため、訓子府小学校に特別支援教育支援員2名を引き続き配置をしてまいります。さらに、生徒が生きた英語に触れ国際感覚を身につけるため、語学指導助手を引き続き配置するなど教育環境の充実に努めるとともに、学校給食における地元食材の活用と学校の栄養教諭などにより食育の推進に努めてまいります。

平成21年度から設置した学校支援ボランティア「スクールサポーター」による「学校支援地域本部事業」を有効に活用し、子どもたちの育成をさらに推進してまいります。

施設関係では、訓子府小学校及び居武士小学校体育館の耐震補強工事を実施するほか、訓子府小学校の屋根・網戸等の改修、居武士小学校のトイレ改修を実施してまいります。

また、訓子府小学校スクールバンドの楽器購入と訓子府中学校吹奏楽部の楽器補充更新をしてまいります。

訓子府高等学校につきましては、昨年入学者の減少に伴い1間口減が実施されたところ

であり、今後においても存続に対しては厳しい状況にありますことから、生徒の確保や進路指導の充実に向けた「訓子府高等学校教育振興会議」「訓子府高等学校体育文化後援会」活動に対する支援を継続し、訓子府高等学校存続に向けて学校関係者や教育委員会は勿論のこと、地域の代表者も含めた訓子府高等学校教育振興会議とともに町ぐるみで取り組んでまいります。

その他に、町内の教育振興を図ることを目的とする奨学資金の貸付について、現在の社会情勢等を勘案し、償還期間の延長など借受者の負担軽減を図ってまいります。

第4に「みんなで学び合い、文化の町をつくります」についてであります。

「まちづくり」の根幹をなすものは「ひとづくり」であります。人は老若男女を問わず学び続けることが必要であり、町の屋台骨を支える町民の皆さまの学ぶ機会の充実を図るため、一層努力してまいります。

人格形成に大きな役割を担う社会教育・社会体育活動を推進するため「いつでも・どこでも・だれもが自由に学習できる環境の提供」を目標に、各種学級・講座やスポーツ教室・大会の開催を始め、芸術・文化の鑑賞機会の確保や展示・発表会を開催してまいります。さらに、社会教育・社会体育活動の推進に向けて、指導者養成や各種団体・サークルの育成などの各種活動を支援してまいります。

また、柏丘地区、弥生地区の部落史発刊への補助や文化連盟主催の「秋の文化祭」が60回目を迎えるにあたり、映像資料の作成を行ってまいります。

子どもたちの自主性・主体性を育む各種活動を推進するため、子ども放課後・週末支援事業「竹の子クラブ」の実施や、「みつばちクラブ」への支援を継続してまいります。さらには子どもを対象としたスポーツ教室の開設やスポーツ少年団活動への支援など子どもたちの健全育成を図る環境づくりに努めてまいります。

高知県津野町との姉妹町交流事業は、平成20年度から長期的な視点で未来を担う子どもたちを育てるため、小学生を対象とした交換留学を実施しているところですが、今後さらに「Aきたみらいや生産組織などの協力を得ながら両町の特産品の販売や高知県物産展への協力を始め、津野町神楽訪問視察など、産業や文化の分野についても活発な交流を行ってまいります。

子どもから大人まで広く利用されている社会教育施設などにつきましては、公民館トイレ、視聴覚室床面、スポーツセンターの屋根及び床面などの改修、野球場バックスクリーン等塗装、給食センター高圧受電設備修繕を始め、地震による公共施設などの天井崩落事故が発生したことから、国土交通省から示されている技術的助言に基づき温水プール室内の天井崩落診断を行うなど、学びの拠点である社会教育・社会体育施設が有効に利用されるよう、施設の運営や適正な維持管理に努めてまいります。

第5に「農業も商工業も将来に夢がもてる元気な町をつくります」についてであります。

全国的に経済状況の先行きが見えない状況下で、昨年民主党が初めて政権を担ったことにより農業経済への影響がますます不透明感を深めてきております。現政権下で食料自給率50%を目指し、その柱として農業に対する戸別所得補償制度が平成23年度本格実施に向けモデル的に施行され、さらに、EPAやFTA交渉による貿易・投資の自由化促進、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結が予測されることなどから北海道農業への多大なる影響が懸念されております。

また、国の平成22年度の農業農村整備予算は63%の減額が予想されており、実施計画及び新規地区の計画に大きく影響を及ぼすような状況となっております。

このように本町の基幹産業である農業を取り巻く状況は、大変厳しさを深めておりますが、農業の安定的な経営はもとより、生産物の安心・安全といった消費者ニーズに応えるために、今後も「JAきたみらい」、特に本町選出の理事や農業委員と連携を密にしながら農業行政を推進してまいります。

農業振興施策として「農業技術対策事業」や「農業振興対策事業」により、新たにニンニクの産地形成やスノーマーチの育成に努めるとともに「農業経営基盤強化資金」や「次世代農業者支援融資」、「農業関係災害対策資金利子補給」とともに、平成21年度の気象災害により大きな被害を受けた農家39戸の借入金9,805万円に対する利子補給として、新たに「気象災害(湿害)対策利子補給」を実施してまいります。

また、文部科学省の補助事業「戦略的大学連携支援事業」として、北海道大学農学研究院との連携協定締結により設置された「訓子府サテライト」と連携し、地域拠点型農学教育システムのネットワーク化と地域農業の可能性を希求し農業発展に努めてまいります。

酪農・畜産の振興につきましては「家畜資質改善対策事業」や「乳牛検定事業」、「酪農ヘルパー事業」、「畜産総合施設運営費補助金」、「畜産環境整備事業」などに対する補助を継続するほか、担い手対策事業として期待されている「酪農実習生受入推進事業」への補助を復活するとともに、町内酪農の生産基盤整備を行う「公社営畜産担い手育成総合整備事業」を継続し、酪農、畜産経営の安定と飼養環境の向上に努めてまいります。

また、道営草地整備事業により昨年測量設計を行った町営牧場につきましては、本年度より草地更新を行ってまいります。

さらに、本年度は明治43年に乳牛が導入されてから100年の節目になりますことから酪農振興会で行う記念事業に補助を行ってまいります。

農業基盤整備につきましては、国の予算が特に大きく減額されたことから事業進捗状況が遅れることを余儀なくされておりますが「訓子府南部・東部地区道営畑総事業」、「北見南地区道営畑総事業」において工種の見直しを行いながら引き続き実施し、道と町による農家負担軽減対策にも取り組み、さらに紅葉川の排水路整備を行う「道営西富地区かんがい排水事業」とタンノメム川の改修を行う「道営西富中地区基幹水利ストックマネジメント事業」を継続実施してまいります。

また、農業基盤整備に係る受益者負担の借入金に対して利子補給を行う「経営安定化対策基盤整備緊急支援事業」を実施してまいります。

農地の保全を図るため、西富・清住・実郷地区で実施しております「農地・水・農村環境保全向上共同活動支援事業」を継続してまいります。

農地の流動化の推進につきましては、農業委員会やJAきたみらいなど関係機関と引き続き連携を密に対応してまいります。

訓子府土地改良区につきましては、運営の円滑化を図るため、事務事業の執行について支援を継続するとともに、豪雨時の災害や用水路への土砂流入を防ぐため、土地改良区の「用水路分離サイフォン整備事業」に対する支援を行ってまいります。

林業関係につきましては、町有林経営審議会委員や森づくりセンター専門職員との連携を深め、伐期や市況を見極めながら施業計画に基づき間伐や皆伐による素材販売を進め町

有林経営の健全化を図るとともに、民有林の健全育成のため、広域的な民有林育成指導を展開しております新生紀森林組合が実施する「民有林育成指導事業」に対して補助を継続してまいります。

また、森林育成と農業被害防止のため、猟友会訓子府部会に「有害鳥獣駆除協力補助金」などを継続してまいります。

林道の整備につきましては、北海道の代行事業として、町有林の「吉井沢線林道整備」を継続して進めてまいります。

道営豊坂の沢治山事業に隣接する箇所山林や沢の浸食を防ぐための小規模治山事業を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、町の商業の指導的役割を担っております商工会及び商店街協同組合に対し、補助を継続してまいりますとともに「ふるさとまつり・さむさむまつり」などの開催を通して、地域の振興・活性化を図るため産業観光振興協議会に引き続き支援をしてまいります。

さらに、商工業を取り巻く環境が依然として厳しい中、「中小企業特別融資利子補給」制度などを継続実施してまいります。

また、悪徳商法被害防止対策として、消費生活相談会の開催やパンフレットの作成を行ってまいります。

農業交流センターを拠点に、加工相談員と訓子府サテライト研究員の連携による「地産地消プロジェクト事業」を実施し、農村女性等のニーズ調査や地産地消に関する支援活動を行ってまいります。

産業とまちづくりにつきましては、近隣の青年と一緒に学べる機会をつくる「産業後継者国内研修」や農業後継者を育成するための海外・国内研修を行う「Aきたみらい青年部を中心とした「農業後継者育成事業補助金」と「農業担い手育成支援事業補助金」による各種研修事業を継続して実施するとともに、農業者の花嫁花婿対策としての農業担い手推進協議会につきましても引き続き支援をしてまいります。

労働関係につきましては、「季節労働者生活資金貸付及び利子補給」制度などを継続するとともに「ふるさと雇用再生特別対策推進事業」及び「緊急雇用創出推進事業」を活用し、町有林・保安林等の立木調査やつた切り、枝打ちなど季節労働者の方達への雇用対策を積極的に行うほか、小学校と中学校に臨時講師や支援員を配置するなどの事業を行ってまいります。

厳しい雇用情勢の中ではありますが、平成20年度から実施しております「元気なまちづくり総合補助金」を活用したKs'フィードサービスが新たな雇用を生み出しているところでございます。

第6に「環境を考えた住みよい町をつくりまします」についてであります。

町民生活で重要な道路や上下水道などのインフラ整備にとどまらず、交通事故や犯罪のない町、自然環境の保全など町民の皆さまが安心して、暮らせる快適な生活環境を町の将来の世代のためにも継承していかなければなりません。

それには、まず生活の基盤となる飲料水につきましては、豊坂水系の水質を改善するため「代替水源施設整備事業」を行い、安全でおいしい水道水の安定供給に努めてまいります。また、快適な生活環境づくりのための「農業集落排水処理施設」は、今後も維持管理に万

全を期すとともに「個別排水処理施設整備事業」につきましても継続して実施してまいります。

次に、安全で快適な道路網の整備につきましては、北海道横断自動車道網走線の整備が北見市から陸別町小利別までの区間で現在進められているところですが、今後もさらに整備促進に向けて、建設促進期成会を通じ、道内関係市町村と連携を図りながら関係機関への要請活動を進めてまいります。

国道のない本町としましては、道道は地域間アクセスの基幹的道路であり、円滑な道路交通の確保のために、交通安全施設を始めとする道道の整備についても継続して要請を行ってまいります。

身近な生活道路である町道の整備では、新規事業として東幸町の太平線と太平1丁目線の整備、東幸町と西幸町の境界にある幸橋の拡幅を実施してまいります。

維持修繕事業としましては、町道の道路側溝整備や舗装補修、区画線設置、道路の修繕など、安全で効率的な道路交通網の確保に一層努めてまいります。

また、冬道の安全を迅速に確保するため「除雪用トラック1台」の更新を行い、北海道とも連携を図りながら一層の除排雪の充実に努めてまいります。

町営・町有住宅整備関係では、良好な住宅環境づくりのため、末広町の公営住宅改修1棟3戸、東幸町の町有住宅2棟4戸の改修、元町の単身者住宅の屋根及び外壁の改修、町営・町有住宅の屋根塗装を実施いたします。また、公共建築物を始め民間建築物を含めた耐震化を促進するため、総合的計画である「耐震改修促進計画」の策定を行ってまいります。

河川環境整備事業では、災害時などにおける被害防止対策のため、オロムシ川・ポンケトナイ川及びオシマ川の早期完了につきまして、北海道を始めとする各関係機関に要請活動を行うとともに、河川整備事業により「紅葉川上流域の改修整備事業」を実施してまいります。

また、各実践会や河川愛護組合に対する河川維持報償金を継続し、排水能力の維持向上と災害の未然防止につなげてまいりたいと考えており、林地保全と小河川の安全確保に必要な治山事業につきましては、引き続き要整備箇所の実施に向け要請活動をしてまいります。

住民の憩いと安らぎの場としての各公園などにつきましては、公園遊具修繕や塗装を実施し、利用者が快適に利用できるよう安全点検・清掃などの日常的な維持管理に努めてまいります。

町民の皆さまの足の確保として、通院・通学バスの運賃助成を継続し、特に通院補助基準の見直しを進め、運賃助成の拡充を図ってまいります。

また、町民の皆さまから最も要望の多い町内の移動手段である「乗り合いタクシー」につきましては、すでに100名を超える方が登録申込みをされており、平成22年度から試験運行を図ってまいります。

ふるさと銀河線跡地につきましては、平成21年度で分筆測量を完了し、現在用地売買契約を進めておりますが、今後鉄道道床の一部撤去を行うとともに、適正な維持管理に努めてまいります。

次に住民の安全に関する施策でございますが、町では従来より交通事故の撲滅をめざ

し、交通安全運動を進めておりますが、町内では死亡事故0（ゼロ）1，000日を昨年達成いたしました。しかし、昨年は物損事故を含め40件以上も発生しており、今後も「交通事故死ゼロの日 目標毎日」を掲げ、関係機関、団体、地域が一体となり、危険箇所の点検や啓発活動に積極的に取り組むほか、交通安全協会など関係団体への活動に対する補助を継続してまいります。

さらに、防犯協会、暴力追放推進協議会への活動費補助を継続し、明るいまちづくりに一層努めてまいります。

町民の皆さまの生命と財産を守るための中心となる訓子府消防団へ引き続き支援を行っていくとともに、北見地区消防組合や関係機関と連携を強化し、より迅速に対応するとともに、火災現場での消火活動の効率化を図るため「消防活動用空気呼吸器」の増設や団員の活動服の更新、雨具の配備をするとともに、地域に根ざした消防団の活動を安定させ強化するため、消防団互助会及び消防後援会に引き続き補助をしております。

また、常呂川の河川整備基本方針策定に伴い、浸水想定区域図の更新が行われましたことから本町の「洪水ハザードマップ」の更新を行っております。

第7に「効率的な行政、健全な財政をめざし行財政改革をすすめます」についてであります。

町の財政につきましては、実質公債費比率の若干の好転はあるものの地方交付税に不安定な要素があり、今後も厳しい状況が見込まれることから、引き続き平成20年度に策定した「財政健全化戦略プラン」に基づき行財政改革を進めてまいります。

本年度は、町財政の中・長期的な展望を見据え、安定的に福祉・教育・産業に係るソフト事業を中心とした施策実施を図るため、平成21年度末に設けた地域活性化基金への積み増しなどを行っております。

また、平成22年度で運用開始となります電算の基幹系システムの更新と水道事業公営企業会計システムを新たに導入しております。町長立起にあたりお約束したマニフェストにもあります公会計の導入につきましては、すでに平成21年度でシステム導入済みですが、平成23年度からの公表を目指し、平成22年度は試行的に行っております。

本町の特定する事業へ共感し、まちづくりに参加できる仕組みとして、平成20年度に設置した「訓子府ふるさとおもいやり寄付」も延べ約50名、約300万円の寄付があり、その一部を希望に添った形で有効に活用させていただいております。また、同時に設置したふるさと応援団の人数も120名にのぼり、今後もこの事業の賛同を得るため、札幌くんねっぷ会などを通じてPRを進め、町内外の皆さまから町づくりに対する積極的な提案を受けてまいります。

地方自治体の医療や福祉、公共サービスなどにかかる様々な仕組みも複雑な制度改正が行われ、行政は益々専門高度化してきております。

このようなことから、これまで以上に職員の能力向上と育成に努め、職員自らの研鑽と個々の能力を高める職員研修や自治体職員の原点に立ち戻って、基礎的な事務研修などに組織全体で力を入れてまいります。

また、町民の皆さまと同じ目線に立って、地域課題解決に向けて職員が一丸となって取り組むための意識改革、町民の役に立つ役場、自治体職員になるように努めてまいります。

以上、平成22年度の町政執行に向けて、所信の一端と主な施策について述べさせていただきましたが、平成19年度以来町民の皆さまとともに「財政分析講座」や「まちづくり委員会」、「まちづくり懇談会」などにより、町の財政や行政課題に対する情報公開と提案を行い、一方で町民の皆さまにご理解をいただきながら公共料金の一部値上げや行財政改革を積極的に進めることができました。

このことにより、何とか「自立のまちづくり」の展望が開けてまいりましたが、豊かな町民生活を築いていくため、地方自治体は効率的な財政運営にとどまらず、今後地域主権・分権社会をみすえながら国や北海道にも積極的に町民の声を反映させ、道州制や基礎自治体のあり方など厳しい状況にあっても、農業の町・訓子府町のために残された一年間を全力で歩み続けることをお誓い申し上げます。

あらためまして、町の主権者であります町民の皆さまと行政の監視役、町民の代表であります町議会議員の皆さまの一層のご理解、ご指導、ご協力を心からお願い申し上げます、平成22年度の町政執行方針といたします。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

教育行政執行方針が残りましたが、本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦勞様でございました。明日は午前9時30分から参会よろしくをお願いをしたいと思います。

散会 午後 3時57分